# Ⅱ－３．　都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署により、医療機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するための調査結果

・一般病院所管部署

・精神科病院所管部署

## １．医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

医療機関における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

**○障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理**

**○障害者虐待防止法その他既存の法制度における、医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理**

### １－１．障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理（再掲）

医療機関における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

#### （１）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第 2 条 4 項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（２）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- 「障害者福祉施設」: 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- 「障害福祉サービス事業等」: 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

#### （２）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第 2 条 7 項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の 5 つの行為を規定している。

・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
・性的虐待；障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記 3 つと同様の行為の放置）（要約）
・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

（３）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第 15 条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（４）通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第 16 条、第 17 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1 項）。
・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる（2 項）。
・市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17 条）（要約）

### （５）通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第 19 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

・市町村が第 16 条第 1 項の規定による通報若しくは同条第 2 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 17 条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

### （６）公表（障害者虐待防止法第 20 条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## １－２．障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

### （１）障害者虐待防止法における「医療機関」に関する規定

#### １）障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第３条）（再掲）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第２条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第２条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規，平成 25 年１月，p.28

#### ２）障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第６条第２項）（再掲）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

#### ３）医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第 31 条）

医療機関を利用する障害者等に対する間接的防止策として、医療機関管理者は、医療機関の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
・医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
・医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置
・その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

・医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

### （２）「国手引き」における保育所等で起きた虐待事案への対応に関する記載

「国手引き」(p.28）では、医療機関で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約)。

・医療機関で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の医療機関所管部署への引き継ぎ

・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の医療機関所管部署との間での、医療機関における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認

・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の医療機関所管部署に対する障害者虐待防止法第 31 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】 医療機関における障害者への虐待について

医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。(「国手引き」p.28)

### （３）障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

障害者虐待防止法施行時、厚生労働省医政局から、都道府県衛生主管部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について（事務連絡)」（平成 24 年 9 月 28 日）を発出している。

### （４）医療法と精神保健福祉法における規定

#### １）医療法における規定（医療法第１条の４第１項、第２項）

医療分野については、医療法第１条の４第１項の規定に基づき、医師その他の医療の担い手は、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないこととされている。あわせて、同条第 2 項において、医師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないこととされている。

> 第１条の４　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第１条の２に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
> 2　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

#### ２）精神福祉法等における規定精神保健福祉法第 36 条、第 37 条第１項等）

その上で、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ）については、精神保健福祉法のなかで、精神科病院における処遇について規定されている。また、精神保健福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣が定める処遇の基準（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生省告示第 130 号、昭和 63 年 4 月 8 日））が、通信・面会、隔離、身体的拘束、任意入院者の開放処遇の制限の点から明示されている。

## ２．医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

### ２－１．調査概要

#### （１）調査目的

医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第 25 条第 1 項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査もしくは都道府県及び指定都市の精神科機関を所管する部署が従前から精神保健福祉法第 38 条の 6 に基づいて精神科医療機関に対して実施している報告の徴収及び立入検査をはじめとする入院患者の人権に関する取組を全ての精神医療機関で実施していることを前提とした上で、

②上記①に加え、医療機関を利用する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第 31 条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

#### （２）医療機関

１）一般病院所管部署（20 床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 調査対象 | ・47 都道府県及び 20 指定都市衛生所管部署 |
| 実施時期 | ・令和３年１月～２月 |
| 実施方法 | ・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市衛生所管部署宛てにメール発出を依頼<br>・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼 |
| 回収数 | 38 通 |

２）精神科病院所管部署（20 床以上の病院、診療所を除く）

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 調査対象 | ・47 都道府県及び 20 指定都市精神科病院所管部署 |
| 実施時期 | ・令和３年１月～２月 |
| 実施方法 | ・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市精神科病院所管部署宛てにメール発出を依頼<br>・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼 |
| 回収数 | 45 通 |

## ２－２．調査結果概要

### ２－２－１．一般病院所管部署（20 床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

**■調査目的（一部再掲）**

医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第 25 条第 1 項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査における取組を前提とし、
②上記①に加え、障害者虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第 31 条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

ここでは一般病院所管部署の回答結果を示す。

#### （１）回答者基礎情報（自治体区分）

○回答者の自治体区分は、「都道府県」が 66%、「指定都市」が 34%である。

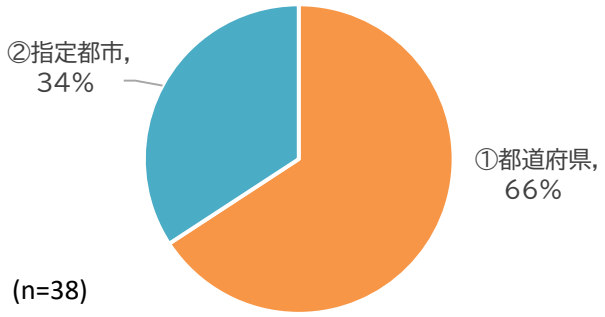


※全回答数 38 を対象に集計

図Ⅱ-3-1　回答者の自治体区分（一般病院所管部署）

（２）都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における障害者虐待防止法第 31 条の認知度

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における障害者虐待防止法の第 31 条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 66%、「知らなかった」と回答した割合は 34%であった。

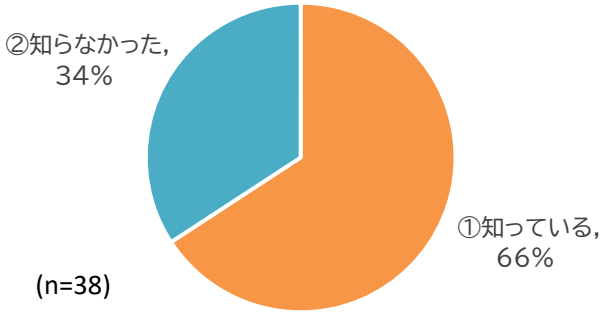


※全回答数 38 を対象に集計

図Ⅱ-3-2　都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における障害者虐待防止法第 31 条の認知度

（３）医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組

１）都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第 31 条で規定されている、医療機関の管理者が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署による取組を、1 つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して虐待防止を推進するための取組（人権や差別に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は 84%であった。
○また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組は特に行われていなかった。

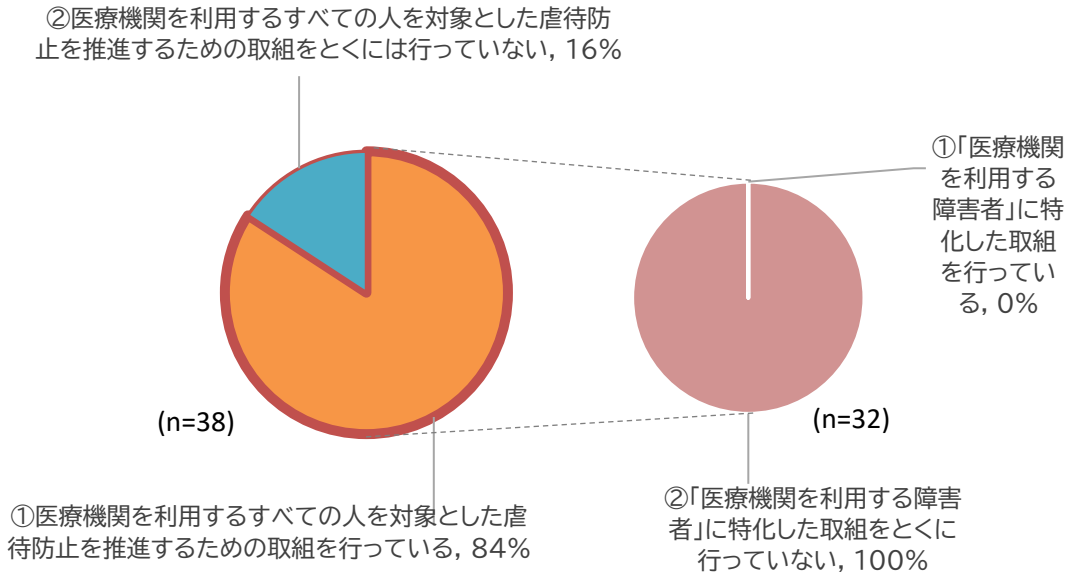


※左円グラフ：全回答数 38 を対象に集計
※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した 32 を対象に集計

図Ⅱ-3-3　都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署による、医療機関の管理者に対する、医療機関を利用する人を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況（「医療機関を利用するすべての人を対象とした取組」と「『医療機関を利用する障害者』に特化した取組」の実施状況）

２）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の取組内容

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署として行っている取組としては、「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等)」の割合が高い。

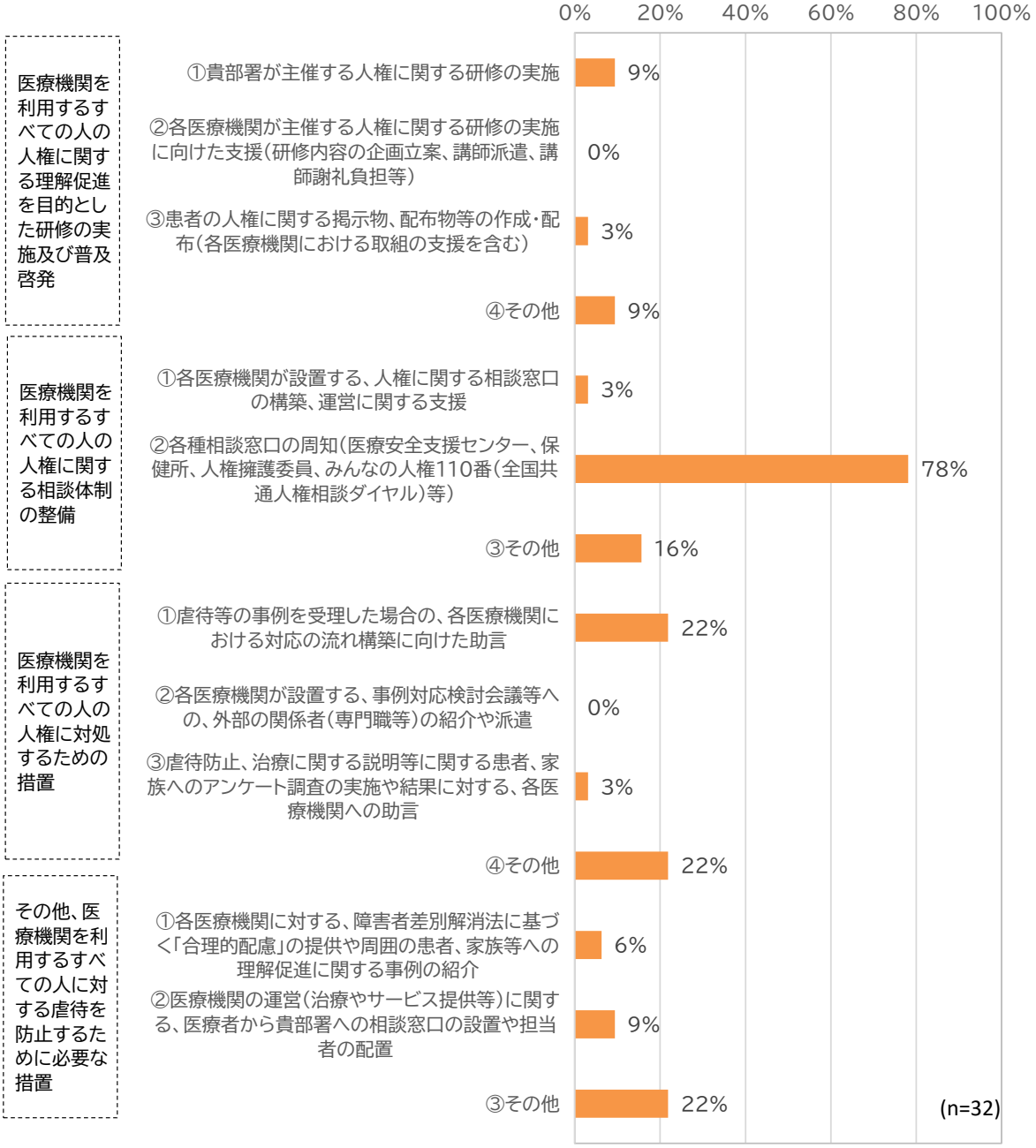


※Ⅱ-3-3 左円グラフの①「行っている」と回答した 32 を対象に集計

図Ⅱ-3-4　１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組」を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の取組内容【複数回答】

| 具体例 |
| --- |
| ・医療関係団体を対象とした人権啓発研修会の開催。<br>・障害者に関する取組を行う部署と連携し、必要に応じて周知等を行っている。<br>・医療安全相談窓口にて、医療や医療機関に関する相談を広く受けており、人権や虐待に特化したものではないが、それらに関する相談も受け付けている。<br>・虐待等の事例を受理した場合、二次医療圏の保健所において、各医療機関に調査や指導助言等を行う。事例によっては、より適切な専門機関に連絡する。<br>・医療安全支援センター（医療なんでも相談）に医師からの暴言等に関する相談があった場合には、医療機関へ苦情の情報提供を行ったり、法テラスに相談したりしている。<br>・定期の病院立入検査時に、身体拘束に係る取り扱いを確認。<br>・各医療機関に対し、「医療機関における障害者への合理的配慮　事例集」及び「障害者差別解消法　医療関係事業者向けガイドライン」を送付した。<br>・医療安全支援センターにおいて医療者からの相談も受け付けている。<br>・医療法に基づく立入検査において指導項目としている。 |

３）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

○「医療機関を利用する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「特になし」が 38%、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため」の割合が 28%であった。

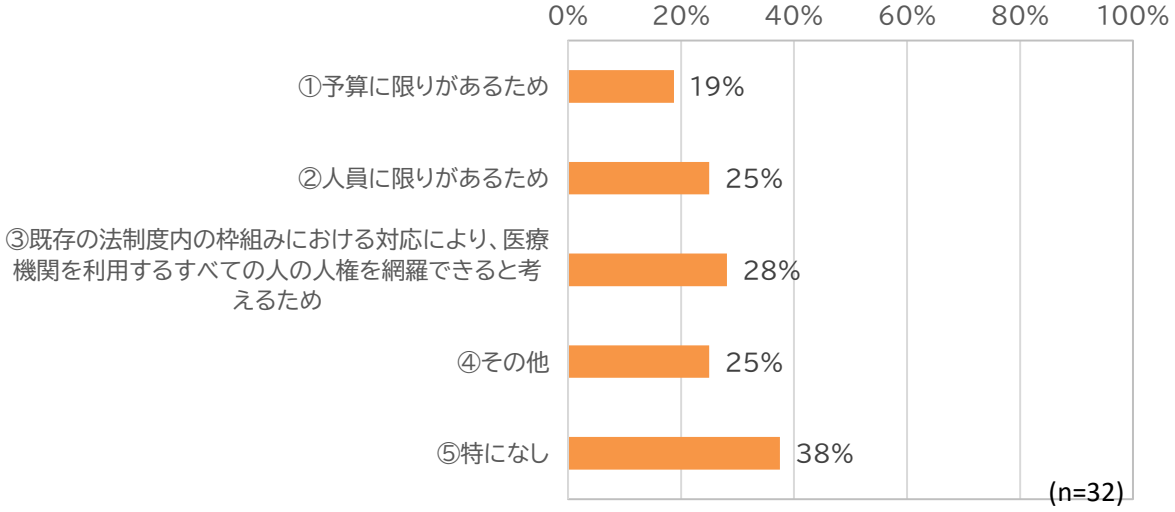


※図Ⅱ-3-3 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 32 を対象に集計

図Ⅱ-3-5　「医療機関を利用する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由（一般病院所管部署）【複数回答】

### （４）市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第 32 条、第 36 条参照）

○市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の連携については、「相談内容の共有」が 50%、「対応方策の検討」が 16%、「再発防止策の検討」が 11%の割合であった。
○「いずれも行っていない」は 39%であった。

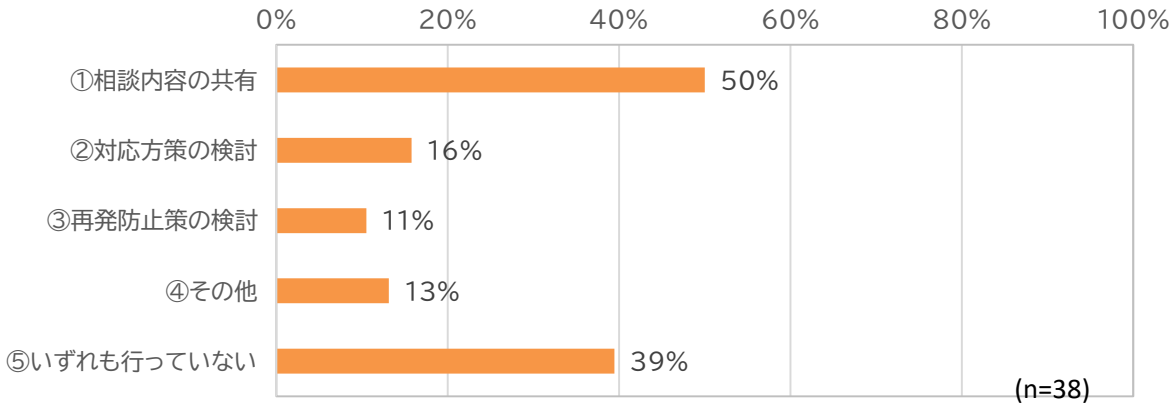


※全回答数 38 を対象に集計

**図Ⅱ-3-6　市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署との連携状況【複数回答】**

※実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

（５）障害者虐待防止法第 31 条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

１）「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

○「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が 53%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が 8%、「どちらともいえない、わからない」が 39%であった。

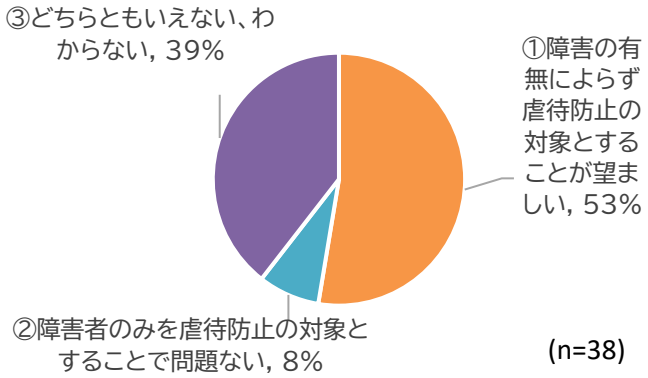


※全回答数 38 を対象に集計

図Ⅱ-3-7　「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

### ２）１）で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由

○「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由としては「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が 95%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が 70%であった。

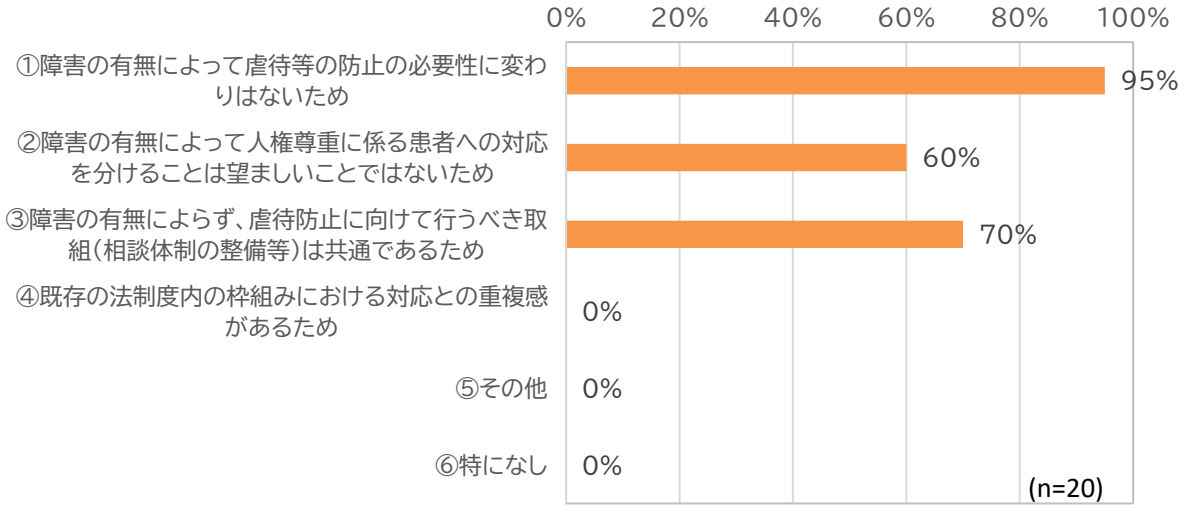


※図Ⅱ-3-7 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 20 を対象に集計

図Ⅱ-3-8　「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由【複数回答】

### ３）１）で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由

○「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「その他」の割合が 67%であった。

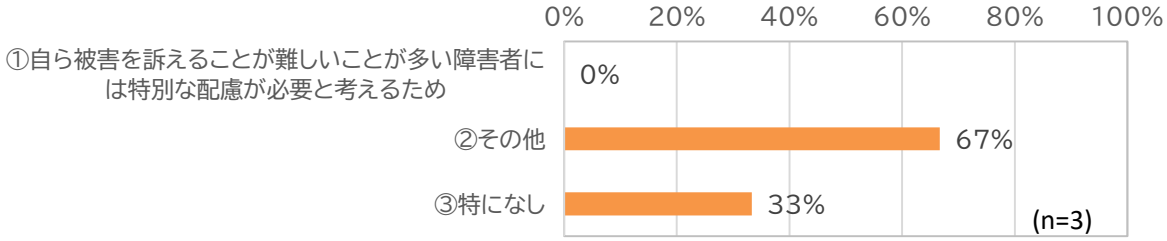


※図Ⅱ-3-7 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 3 を対象に集計

図Ⅱ-3-9　「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由【複数回答】

## ２－２－２．精神科病院所管部署（20 床以上の病院、診療所を除く）

**■調査目的（再掲）**

医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第 25 条第 1 項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査もしくは都道府県及び指定都市の精神科機関を所管する部署が従前から精神保健福祉法第 38 条の 6 に基づいて精神科医療機関に対して実施している報告の徴収及び立入検査をはじめとする入院患者の人権に関する取組を全ての精神医療機関で実施していることを前提とした上で、

②上記①に加え、障害者虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第 31 条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

ここでは精神科病院所管部署の回答結果を示す。

### （１）回答者基礎情報（自治体区分）

○回答者の自治体区分は、「都道府県」が 67%、「指定都市」が 33%である。

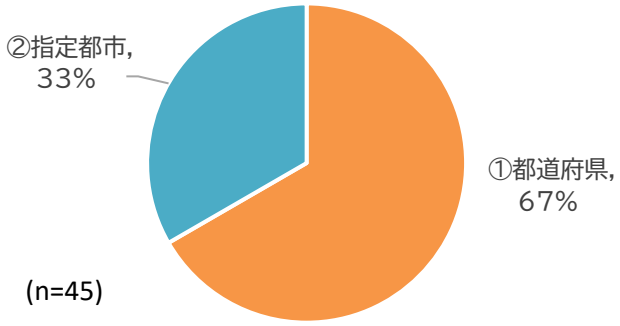


※全回答数 45 を対象に集計

図Ⅱ-3-10　回答者の自治体区分（精神科病院所管部署）

（２）都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における障害者虐待防止法第 31 条の認知度

○都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における障害者虐待防止法の第 31 条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについては、全回答者が「知っている」という回答だった。

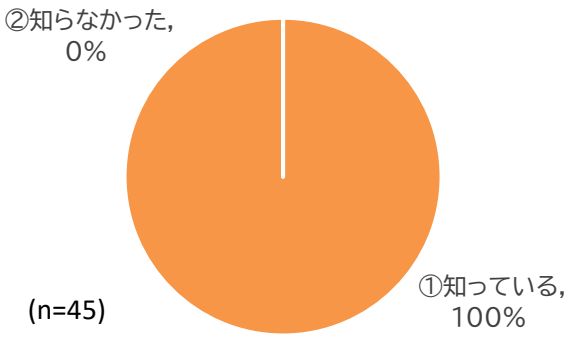


※全回答数 45 を対象に集計

図Ⅱ-3-11　都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における障害者虐待防止法第 31 条の認知度

（３）医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組

１）都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第 31 条で規定されている、医療機関の管理者が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署による取組を、1 つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

○精神科病院所管部署として虐待防止を推進するための取組（人権や差別に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は 93%であった。
○また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は 21%であった。

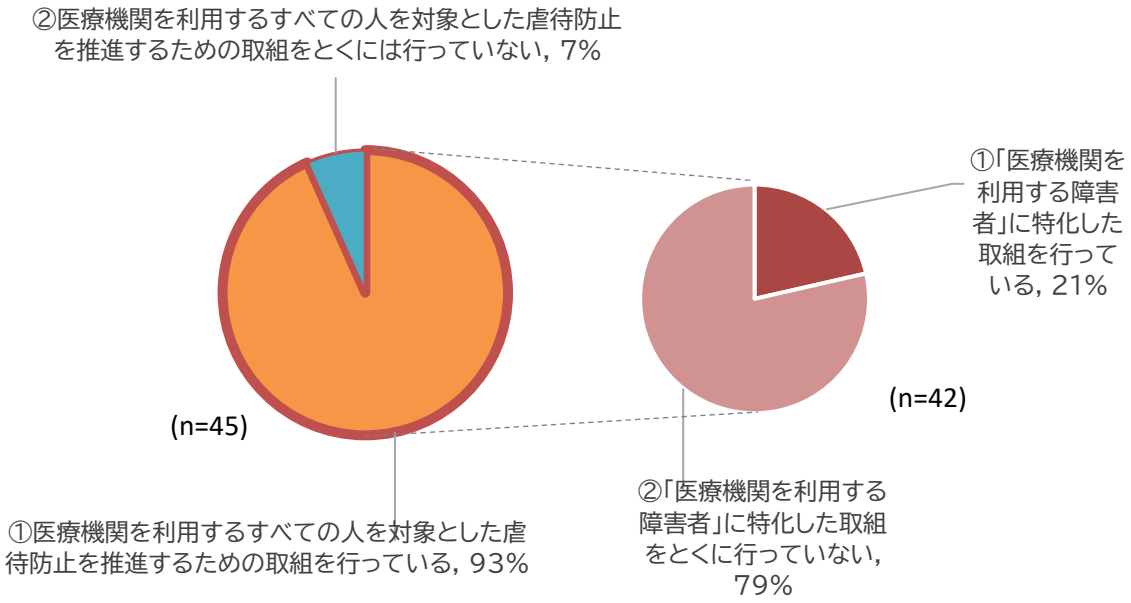


※左円グラフ：全回答数 45 を対象に集計
※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した 42 を対象に集計

**図Ⅱ-3-12　都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署による、医療機関の管理者に対する、医療機関を利用する人を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況**
**（「医療機関を利用するすべての人を対象とした取組」と「『医療機関を利用する障害者』に特化した取組」の実施状況）**

**２）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容**

○都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）としては、以下の割合が高い。
・「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
・「虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言」

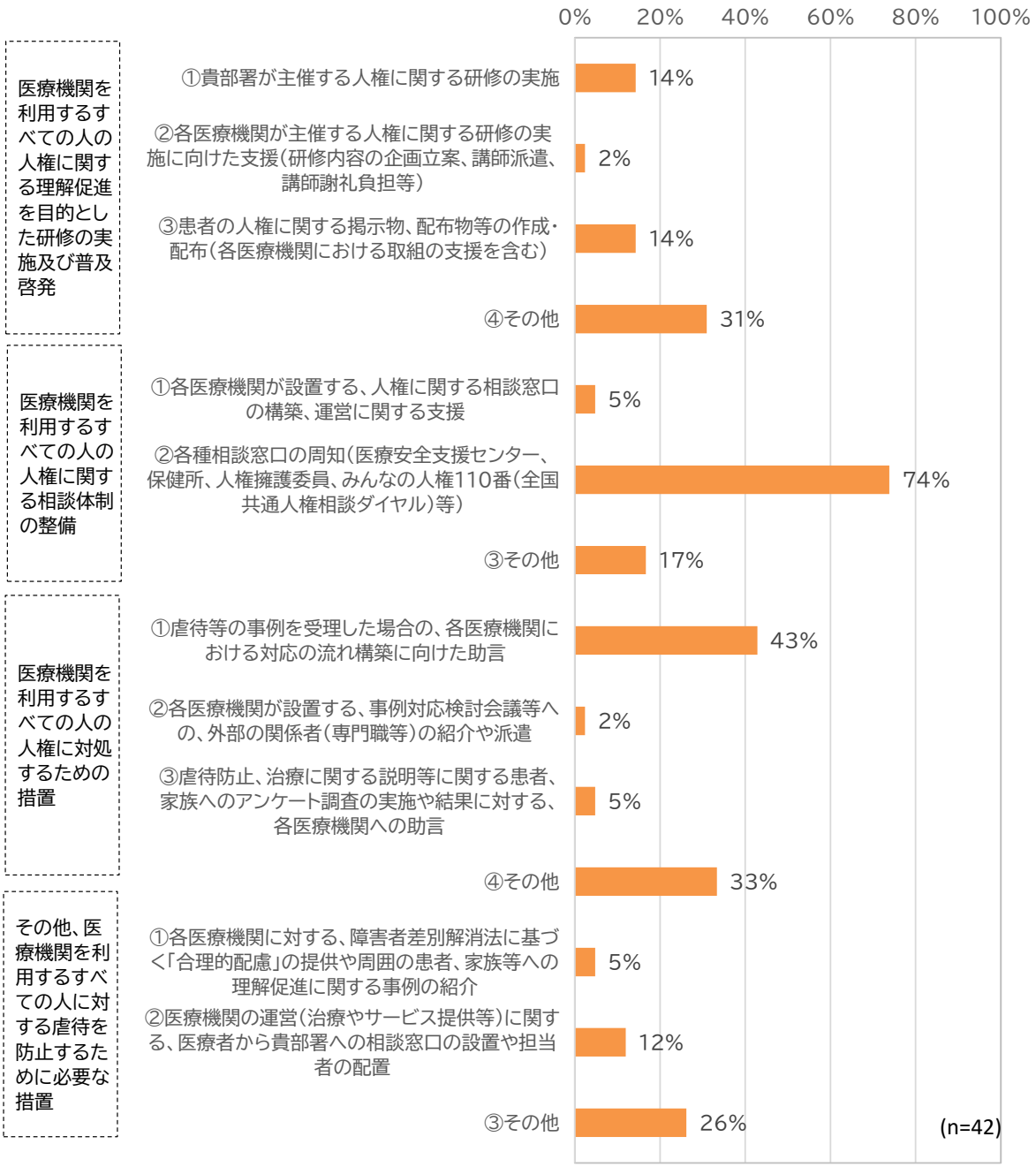


※図Ⅱ-3-12 左円グラフの①「行っている」と回答した 42 を対象に集計

図Ⅱ-3-13　「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容【複数回答】

| 具体例 |
| --- |
| ・年に１度、精神科病院を対象にした実地指導を実施しており、その際に研修の実施状況を聞き取りするとともに、患者の人権に関する研修については、特に実施を推進している。<br>・精神科病院協会に委託し，年 2 回，同協会会員の病院に従事する者を対象に研修を実施。<br>・県内すべての精神科病院で、外部委員を要する人権擁護委員会を設置している。<br>・公益通報制度を利用し職員、患者等に向けた虐待や不適切行為を発見した際の通報先（保健所）や虐待の類型を記した掲示物を市が作成し各病院へ配布し掲示するよう求めている。<br>・医療機関から虐待等に係るマニュアル作成について、助言を求められた際に、対応等の流れに対して助言を行った。<br>・虐待等の事例を受理した場合、医療安全部門と連携し対応にあたる。当該医療機関における報告を受け、ヒアリングまたは精神保健福祉法第 38 条の６に基づく実地指導を実施。医療機関における対応や環境改善（マニュアル含む）への助言を行う。<br>・事例発生時は病院から報告をもらっている。各病院において、対応の流れや体制は構築されているため、その中でも不十分と思われる点について病院へ確認や助言をする程度。<br>・県立精神科病院に対し、本県が作成した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を送付し周知を行うとともに、本ガイドブックに基づく点検を実施した。 |

３）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容

| 具体例 |
| --- |
| ・精神科病院を対象にした実地指導において、人権擁護に関する相談窓口周知の掲示が病院内で行われているか、また、入院患者から意見箱に投書のあった内容について、人権擁護委員会で検討が行われ、回答が掲示されているかの確認を行っている。<br>・医療機関に対して、精神保健福祉センターの処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等を入院患者に周知するよう指導。虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導。<br>・職員、患者等に対する通報先の明示。<br>・虐待や不適切行為等が発生した場合の即時市へ報告することを求めた通知の発出及び説明会の開催。<br>・精神科病院に入院中の患者の療養改善の取り組みとして、療養環境サポーターが年間６～12ヶ所のペースで病床を持つ精神科医療機関を訪問し、その活動報告に基づいて協議会で検討し、その結果を当該医療機関に返すというやりとりを繰り返すことで、療養環境の向上を目指す取り組みを行っている。（＊今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、病院への新規訪問は中断）<br>・保健所（健康福祉センター）等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施。<br>・県域精神科病院に対し、厚生労働省からの通知文書及び関係法令等を送付した。また、今後、本県障がい福祉課が実施する障がい者虐待防止に関する研修会について、県域精神科病院に対し周知を行う予定。<br>・職員、患者等に対する通報先の明示。虐待や不適切行為等が発生した場合の即時市へ報告することを求めた通知の発出及び説明会の開催。 |

４）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した部署の取組理由

○「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている理由は、「その他」の割合が 56%、次いで「医療法や「患者の権利に関するＷＭＡリスボン宣言」等に個人の尊重等が定められているため」が 44%であった。

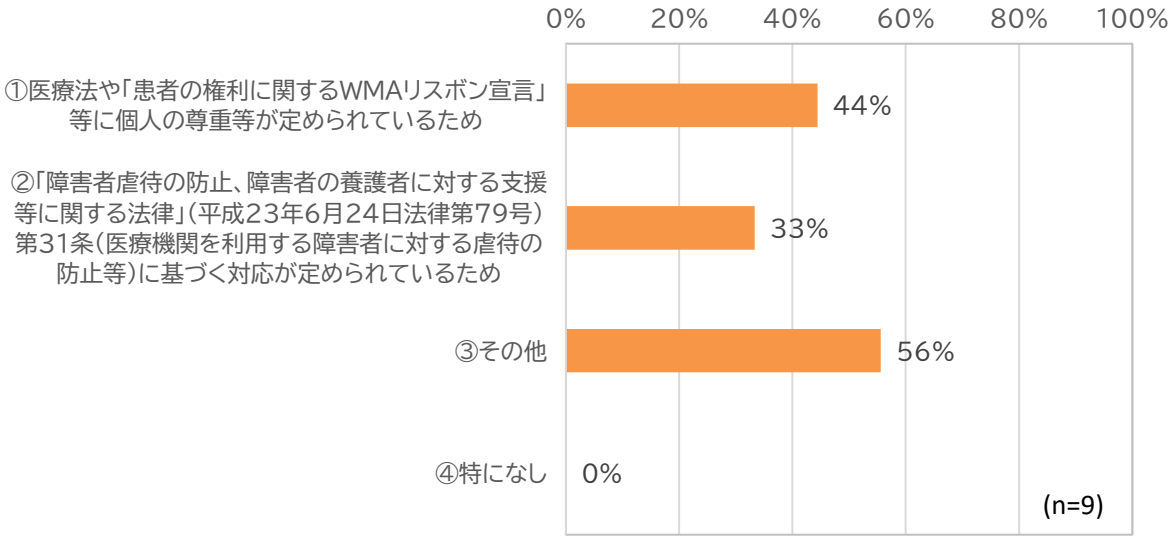


※図Ⅱ-3-12 右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した 9 を対象に集計

図Ⅱ-3-14　「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている理由（精神科病院所管部署）【複数回答】

| その他(具体的内容) |
| --- |
| ・県内精神科病院で起きた傷害事件をきっかけに、人権擁護委員会の設置及び外部委員の招聘等の取り組みを推進したため。<br>・精神科病院での事故や不祥事等をきっかけに、精神保健福祉審議会の意見具申を基に、平成 15 年に精神障害者権利擁護連絡協議会を設置。精神医療オンブズマンが精神科病院に訪問して得た情報に基づき、精神科医療機関に入院中の精神障がい者の権利擁護を支援することを目的として活動を開始。その後、財政非常事態宣言が出される中で事業は一旦廃止されたが、平成 21 年から精神科医療機関療養環境検討協議会として、新たに設置されることになり、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与することを目的として複数の自治体が共同して運営している。この協議会での協議内容として、上記の療養環境サポーターの活動がある。<br>・年に一度の実地指導における書類の調査等では実際の不適切行為や虐待を把握する事は難しく内部通報や患者等からの通報が重要であるとの結論に至ったため。 |

５）１）で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

○「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由としては、「人員に限りがあるため」の割合が 46%、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため」や「予算に限りがあるため」、「特になし」の割合がいずれも 38%であった。

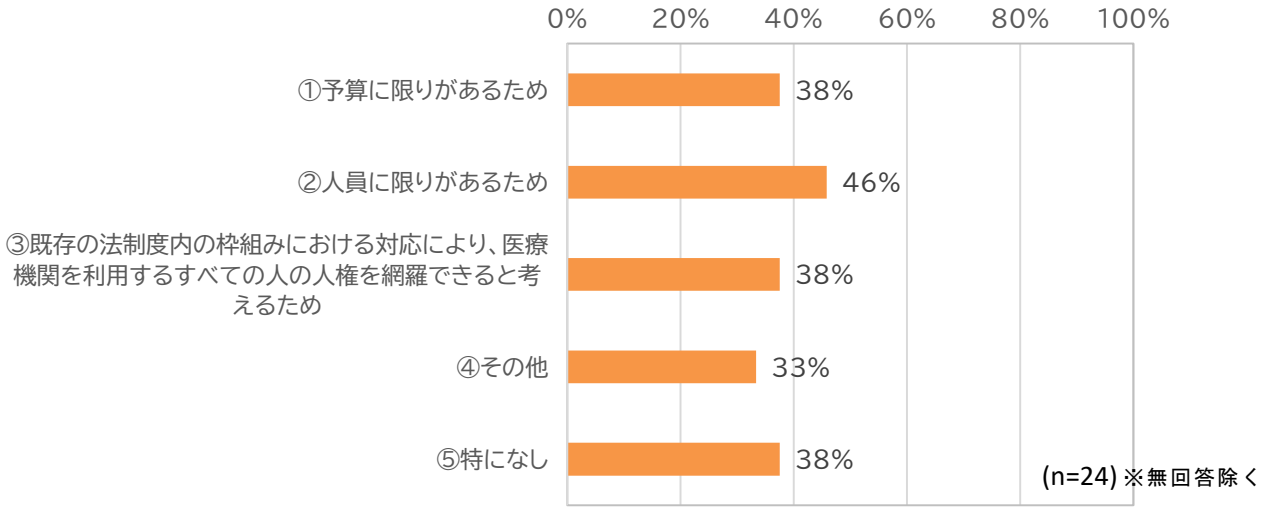


※図Ⅱ-3-12 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 33 のうち、無回答 9 を除く 24 を対象に集計

図Ⅱ-3-15　「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由（精神科病院所管部署）【複数回答】

### （４）市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第 32 条、第 36 条参照）

○市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の連携については、「相談内容の共有」が 71%、「対応方策の検討」が 38%、「再発防止策の検討」が 27%の割合であった。

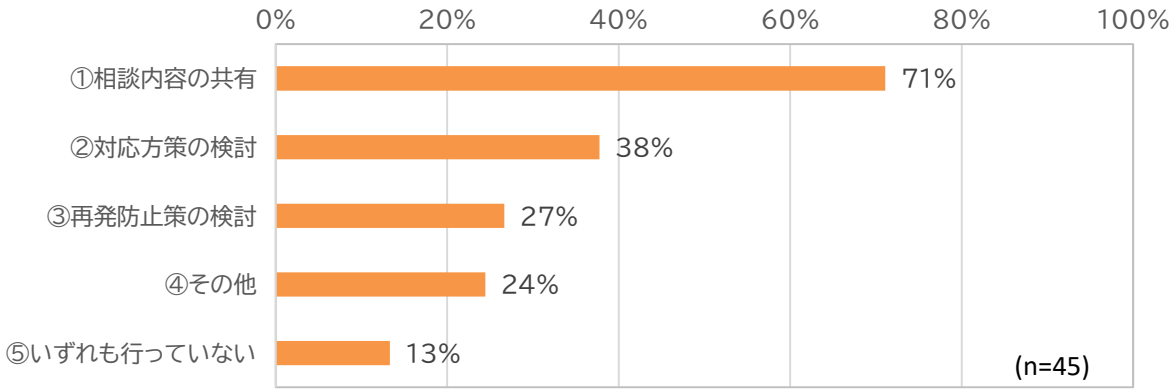


※全回答数 45 を対象に集計

**図Ⅱ-3-16　市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署との連携状況【複数回答】**

※実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

（５）障害者虐待防止法第 31 条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

１）「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

○「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が 42%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が 13%、「どちらともいえない、わからない」が 44%であった。

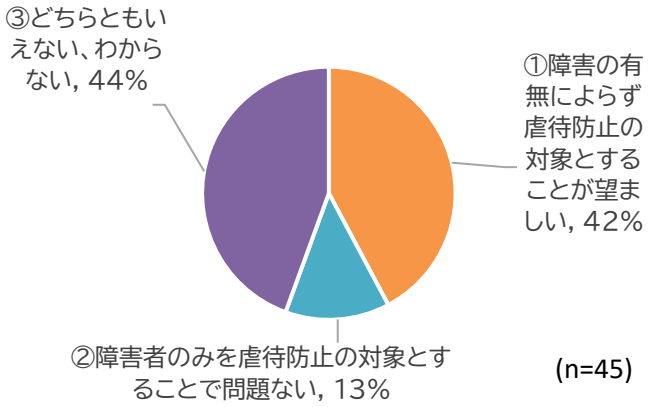


※全回答数 45 を対象に集計

図Ⅱ-3-17　「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

### ２）１）で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由

○「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」が 89%、次いで「障害の有無によって人権尊重に係る患者への対応を分けることは望ましいことではないため」が 74%であった。

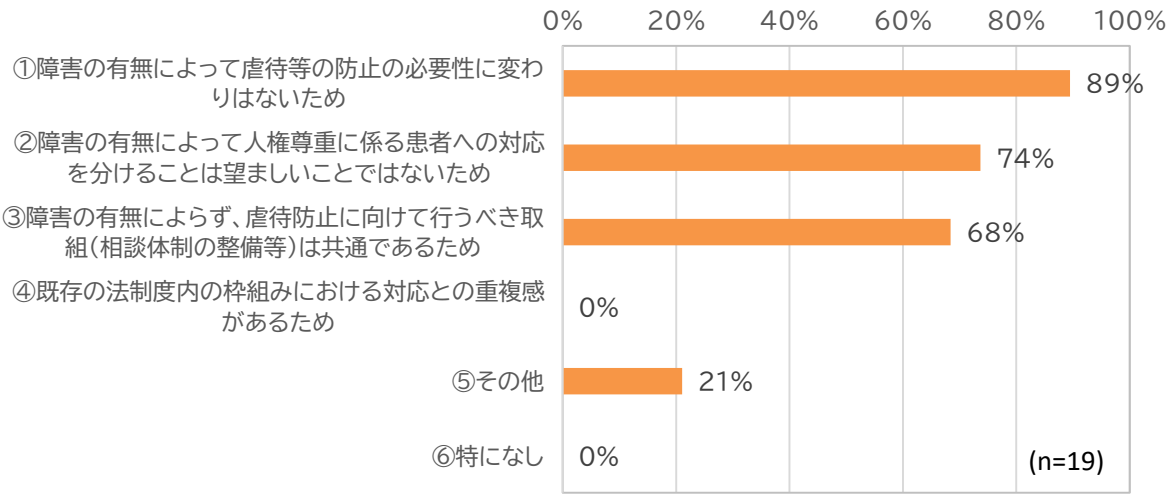


※図Ⅱ-3-17 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 19 を対象に集計

図Ⅱ-3-18　「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由【複数回答】

### ３）１）で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由

○「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「(自ら被害を訴えることが難しいことが多い) 障害者には特別な配慮が必要と考えるため」と「その他」の割合が共に 67%であった。

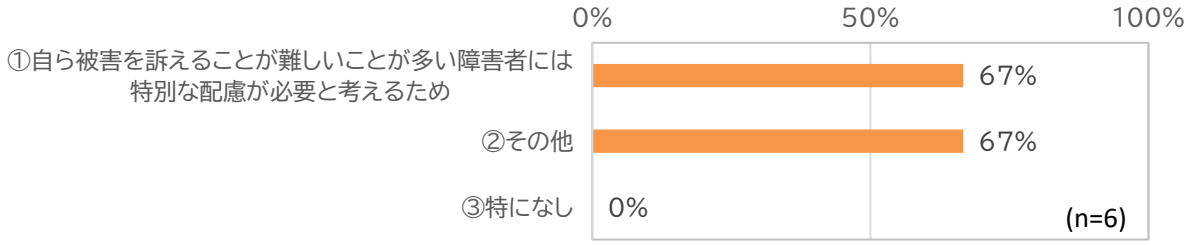


※図Ⅱ-3-17 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 6 を対象に集計

図Ⅱ-3-19　「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由

## ３．医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

### ３－１．調査概要

#### （１）調査目的

前述の「医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び指定都市の医療機関所管部署に対し、当該取組例の具体的内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

#### （２）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

##### １）調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（本報告書 p.9）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び指定都市の精神科病院所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

※アンケート調査自由回答からは、都道府県及び指定都市の一般病院を所管している部署における主な取組は「「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）」に該当する取組と推測されたため、都道府県及び指定都市の精神科病院所管部署に対して、調査への協力依頼を行った。

##### ２）調査実施時期

令和３年３月

##### ３）調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深堀りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

## ３－２．調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

### （１）県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進他：和歌山県

#### １）県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進

・過去に発生した県内精神科病院における事件を機に、県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置を要請している。
・県からの要請事項としては、構成メンバーに外部委員を加えること。意見箱の設置及び定期的に人権擁護委員での内容確認、意見に対する回答の病院内への掲示等。
・年１回の実地指導時、開催状況や構成メンバー、意見箱の開封状況等を確認している。

#### ２）県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請

・上記の背景により、県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施を要請している。
・研修内容：隔離や身体拘束等に関する内容にとどまらず、患者の人権に関する研修内容を含めるように要請している。
・年１回の実地指導時、研修の開催状況についても確認している。

#### ３）県内全精神科病院で活用予定の「人権意識振り返りチェックシート」を作成（令和３年度～）

・病院職員が職場や自身自信の支援内容を振り返る際に活用するチェックリスト作成。
・令和３年度～活用をめざし、各病院に配布を予定。
項目例：
－患者の障害の程度、状態、能力、性等を個性ととらえ、尊重している
－障害により克服困難なことを、患者と一緒に乗り越える努力をしている

（２）市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知により、患者の人権や生活環境への配慮促進：神戸市

１）市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知

・過去に発生した精神科病院における事件を機に、市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知の仕組みを設定した。
・市で掲示物を作成し、市内全精神科病院に掲示を要請。
・年１回の実地指導時、掲示物の掲示状況、掲示場所等を確認している。
・効果：通報先が明確になった。公益通報のハードルをさげられた。暴言をはく職員がいる、行動制限をされている等の事例が寄せられるようになった。
・そうした相談を受けた場合、確認のため、病院を訪問したり、改善策の提出を求めたり、必要に応じ精神保健福祉法による実地指導として対応を行っている。

**『不適切行為』や『虐待』をみたら…**

病院職員による患者さんへの不適切行為や虐待などを発見したときは、速やかに神戸市保健所へ通報して下さい。その他、疑問に思うようなケースについてもご連絡下さい。

**～通　報　先～**

**神戸市保健所**（精神保健福祉係）

☎：078-322-5271／FAX：078-322-6044

E-mail：seishin_hoken@office.city.kobe.lg.jp

【虐待とは】
○身体的虐待（暴力や体罰、過剰な薬剤投与により体の動きを抑制する）
○心理的虐待（怒鳴る、ののしる、わざと無視する）
○経済的虐待（本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること）
○性的虐待　（性的な行為やその強要）
○放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食・または長時間の放置等養護を著しく怠ること）

【不適切な行為の例】
○診察を行わずに行動制限している。
○拘束用に認められた用具以外で身体拘束を行っている。
○複数の患者を鍵のかかる部屋に同時に隔離している。

参考【消費者庁「公益通報制度」ＨＰ】

神戸市保健所

出典：神戸市市民福祉調査委員会「令和２年度 第１回 精神保健福祉専門分科会『資料 3-3 行政への確実な報告・通報の徹底』」令和２年９月１０日（木）　より抜粋
https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/shise/committee/hokenfukushikyoku/hokeniryoshingikai/bunkakai.html

### ２）市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」があった場合の、市保健所への通報を明確化、周知

・市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」があった場合の、市保健所への通報を改めて明確化し、市内全精神科病院に再度の周知を行っている。
・例示している「職員からの虐待や不適切な行為」は、『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き』（平成 30 年 6 月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）や、当自治体の障害者虐待対応の手引き等を参考にした。通報や相談をしたい人にとってイメージをしやすいように、具体例を例示として示したものである。

## ４．検討委員会委員からのヒアリング調査

（検討委員会におけるフリーディスカッション）

### ４－１．調査概要

#### （１）調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の２テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

**〇各団体に所属する医療機関の現場における虐待防止の取組について**

**〇医療機関の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること**

#### （２）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

**１）調査対象**

検討委員会委員

**２）調査実施時期**

令和３年２月（第２回、第３回検討委員会）

**３）調査実施方法**

第２回、第３回検討委員会時、取組概要をまとめた資料をもとに、各委員から説明、聞き取りを行った。

【テーマ】

（１）貴団体に所属する医療機関の現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第 31 条で医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等として、医療機関の管理者に対して上記のように規定しています。当条文に定める以下の 4 点について、貴団体に所属する医療機関の現場では、医療機関の職員その他の関係者に対し、医療機関を利用する障害者を含む虐待防止の取組としてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成 29 年度　「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業　報告書（平成 30（2018）年 3 月、一般財団法人　日本総合研究所、p. 130～p. 150）

ア．医療機関を利用する人の人権（患者の権利や虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
イ．医療機関を利用する人の人権に関する相談体制の整備について
ウ．医療機関を利用する人の人権に対処するための措置について
エ．その他の当該医療機関を利用する人に対する虐待を防止するため必要な措置について

（２）医療機関において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。
①医療機関として
②所管部署として

## ４－２．調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員からの推薦団体の資料を掲載

### （１）山下委員

令和2年度障害者総合福祉推進事業
「障碍者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

# 第3回検討委員会
# ―医療分野における間接的防止措置について―

## フリーディスカッション

九州大学病院　子どものこころの診療部
山下　洋

【参考】障害者虐待防止法（抄）

【障害者虐待防止法】第 29 条（就学する障害者に対する虐待の防止等）（抄）

第二十九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【障害者虐待防止法】第 30 条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）（抄）

第三十条　保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【障害者虐待防止法】第 31 条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）（抄）

医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

# 医療機関における障がい者虐待防止

- 総合病院における間接的予防措置
  - 院内子ども虐待対応チーム
    - 一般社団法人日本子ども虐待医学会の公認マニュアルであるCPT(Child Protection Team)マニュアルに以下の6つが挙げられている。①（実務的にも精神的にも）主治医の負担を軽減し、役割分担をする。②病院として責任をもつ（主治医だけの責任としない）。③病院の中で、虐待対応に対する知識を結集する。④虐待の診断に必要な検査や取り組みを提案する。⑤他科（多科）連携をスムーズにする。⑥院外連携（医療機関連携・地域機関連携）をスムーズにする。

子どもの医療における障がい者処遇の問題を検討する場として、スタッフ自身の虐待的および不適切な関りに予防についても自己チェックする必要性

  - 母子メンタルヘルスクリニック
    - 周産期の母子と家族のメンタルヘルスケア・心理社会的リスクのある妊産婦の養育困難、不適切養育の予防に向けた精神科ー総合周産母子センターの連携チームによる支援。知的障害のある妊産婦の方々が受ける搾取ー暴力（DV)および不適切養育と親子2世代の虐待防止の意義がある。

母子保健における障がい者処遇の問題を検討する場として、親子2世代の虐待防止の観点からスタッフが知識と対応を研修する必要性

  - 院内リエゾン・緩和ケアチーム等
    - リエゾンチームは，精神的医療と身体的医療と の積極的連携を図り，一般病棟において入院中の 患者やその家族の精神症状や心理的問題に対し， 専門的技術をもって身体的・精神的・社会的な視 点から個別性を大切にした治療・ケアを行うチー ムである。患者・家族のより良い精神衛生を達成 すること，治療に関わるスタッフの心身の健康を サポートし，勤務意欲の向上，燃え尽きの防止を 目指すことを目標とする。

成人の医療における障がい者処遇の問題を検討する場としてスタッフ自身の虐待的および不適切な関りに予防についても自己チェックする必要性（医療安全委員会ーマニュアルの共有と地域医療連携室ーMSW, PSWを通じての対応の徹底）

# 医療機関における障がい者虐待防止

- 発達障がい者支援拠点病院としての間接的予防措置の取り組み
  - 家族支援プログラム
    - 発達障がい者支援法において家族支援の重要性が強調されている（第十三条）。方法としてペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングが社会実装に向けて普及の取り組みがなされている（JDDNET)。当院でも発達障がい者を診療する医療機関として、医療におけるペアレント・トレーニングの有効性について実装研究を行っている。ペアレント・トレーニングは不適切養育のある親向けにも有効性のエビデンスがあり、養護者による虐待防止に向けた間接的予防措置としての意義が考えられる。
    - 発達障害特性から生じる育てづらさが養育関係の不調や不適切養育につながるリスクが想定されており、発達障がい児・者を診療する医療機関は虐待防止の要となると考えられ、かかりつけ医研修などを通じて周知徹底する必要がある。
  - 発達障がい者支援センターとの連携カンファレンス
    - 地域で障がい者支援にあたっている支援センタースタッフと医療との連携が必要な事例の相談を含む連携カンファレンスを行っている。医療が必要な事例には処遇に関して困難性をもつ場合が多く、権利利益擁護として差別の解消、いじめの防止、虐待防止（第十二条）の視点からの検討も必要と考えられる。

# 福岡県・福岡市の取り組み

- 福岡県
  - 福岡県障がい者権利擁護センター設置
    - 養護者・障がい者福祉施設・使用者向けパンフレット
    - 市町村のセンターおよびホットライン・ダイヤル
    - 虐待防止委施設研修への精神医療機関スタッフの参加（医療機関への医師会を通じた通知）
- 福岡市
  - 虐待防止センター設置（福岡市障がい者基幹相談センター内）
    - 養護者・障がい者福祉施設・使用者向けパンフレット
    - 虐待通報・届け出ダイヤル
    - 3種類の障がい者虐待の例示
    - 福岡市子ども虐待防止医療機関ネットワーク（医療機関の関わる虐待事例について連携を行うと共に、適切な対応についての研修を行う。）

# 間接予防措置の広がりに向けて これから望まれる事

- 多機関・多職種における虐待防止の視点の共有
  それぞれの領域での発生予防に向けて医療からの取り組みへ
  - 成育基本法（小児医療における虐待防止）
    - 成長過程にある子どもおよびその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする理念法。
  - 健やか親子21（第2次）（母子保健における虐待防止）
    - 重点課題①育てにくさを感じる親に寄り添う支援
    - 重点課題②妊娠期からの児童虐待防止対策
  - 新しい社会的養育ビジョン（児童福祉における虐待防止）
    - 成育医療との連携による健やかな成長のための権利擁護
  - 共生社会・インクルーシブ教育（教育および地域生活における虐待防止　→　）
    - 発達障がい者支援における教育と医療の連携（障害特性による発生リスクの認識と自己―相互チェック）
    - 強度行動障害への対応における教育・福祉・医療の連携に虐待防止の視点をもつ

（２）江澤委員

# 障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究
# 第３回検討委員会

日本医師会常任理事　江澤和彦

令和３年２月１２日（金）

## ■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。具体的には次のような行為があげられる。

❶徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
❷転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
❸自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
❹点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
❺点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
❻車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
❼立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
❽脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
❾他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
❿行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⓫自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束ゼロへの手引き　厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

2

# 緊急やむを得ない場合の対応

**介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。**

＊「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまでにおいて述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

身体拘束ゼロへの手引き　厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

3

**切迫性**　利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

＊「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

**非代替性**　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

＊「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

**一時性**　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

＊「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

身体拘束ゼロへの手引き　厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」　4

倉敷スイートホスピタル　外来診察室　5

倉敷スイートホスピタル　病室内自立支援型トイレ

倉敷スイートホスピタル　病室内自立支援型トイレ

## 排泄

**トイレで排泄・恥ずかしくない排泄**

○一斉一律のトイレ誘導・オムツ交換の排除
（データ・アセスメントによる個別ケア）
○排泄のプライバシーを守る

介護老人保健施設ぺあれんと【ユニット内洗面手洗い】6

## 特浴 → ひのき風呂の個浴へ

宇部記念病院介護医療院

7

宇部記念病院介護医療院 病室

8

## きざみ食 から ソフト食 へ

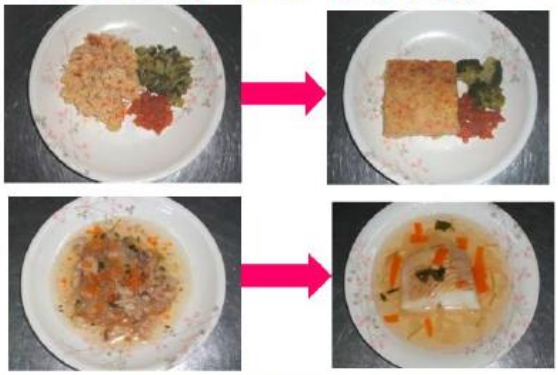

ソフト食

お誕生日食

オーダーメイドチェア

9

## 環境を整える

習慣･こだわりを大切に

老人保健施設　居室

10

生活期リハビリテーション

11

患者様を囲む交流会

12

江澤理事長様

紙パンツを自分で履かれて患者さんの気持ちを体験された話は感動しました。
私は初めて履いた時は悔しくて辛くて洗面所で家内と号泣しました。
この悔しさ辛さ屈辱感は体験しないと気持ちはわからないと思います。

今の私の目標は、私の故郷香川県仁尾と第二の故郷宇部に帰る事です。
必ず奇跡を起こします。そう信じて毎日頑張って行こうと思います。

13

目からウロコ！医師のための介護体験実践講座
（2017年1月15日）

第1部：講義
「尊厳の保障」　岡山県医師会　理事　江澤和彦
「介護とは新しい価値観の創造である」
介護総合研究所「元気の素」代表　上野文規 先生

2017年2月18日
（土）山陽新聞

医師もおむつや介助

「する側」「される側」体験講座

医療、介護連携強化へ

医師たちを前に入浴介助を実演する上野さん（中央）

14

# 職員へのお願い

- 当たり前3原則
  - お客様を自分自身あるいは自分の大切な家族などに置き換え、施されて好ましくないことがあれば、直ちに改善しましょう
  - 自分の部署・病院・施設の都合はいっさい排除して、社会的・道徳的・人道的に正しいかどうかで判断しましょう
  - いつでも誰にでも堂々と全てをお見せできる仕事をしましょう
- 良き専門職である前に、良き社会人であれ！
- 「人」を大切に！　「人」を支えよう！

18

# 尊厳の保障へ向けて

好き好んで病気や障害をきたしている人はいるはずもなく、誰もがその人にとっての本来の普通の生活を望んでおり、その生活の実現すなわち尊厳の保障を実行することが我々の役割である。

19

（３）中島委員

1

第3回検討委員会：令和3年2月12日（金）
フリーディスカッション資料

五稜会病院
理事長・院長：中島公博
日本精神科病院協会理事

令和2年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

2

## 日本精神科病院協会（日精協）に所属する医療機関の現場における虐待防止の取組について

ア．医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について

イ．医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

ウ．医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置について

エ、その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

日精協の取組を、以下に述べている。

平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業報告書（平成30年3月、一般財団法人日本総合研究所、p.150-151）

3

## 精神科病院の入院患者の処遇は、「精神保健福祉法」で厳しく制限されている。

精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づき、
厚生大臣が定める処遇の基準が定められ、

**その基本理念は**

入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その**人権**に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。また、処遇に当たって、患者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならないものとする。

公衆電話等の設置。都道府県精神保健福祉主管部局、地方法務局人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

4

## 医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

ア．医療機関を利用する人の**人権**（患者の権利や虐待防止等）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発

- 精神保健福祉法研修　■全職員対象（年１回）
  ■新人研修
  - 患者の権利要綱の説明と、行動制限に関する法的根拠の説明を行っている。
- 倫理研修　■全職員対象（年１回）
- 令和2年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修
  令和3年2月～3月　Web研修
  - 各部署から計7名予定

5

## 医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

イ．医療機関を利用する人の人権に関する相談体制の整備

- 患者の権利要綱や医療相談室窓口、患者サポート窓口に関する情報
  - 外来ロビー、入院のしおりに掲載
  - 入院中の患者さんには、入院時告知文書と各病棟公衆電話に退院請求窓口を明記し、文書・口頭にて説明を行っている。

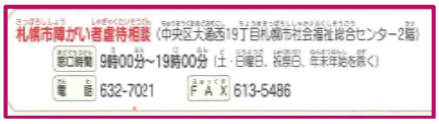


6

## 医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

ウ．医療機関を利用する人の人権に対処するための措置

- 実際に相談があった場合には担当者が状況を確認。患者の体験や思いを受け止め、公平な立場で上司、他部署長に相談し、問題の解決を図る。
- 必要時は行政など第三者機関へ相談、判断を仰ぐ。

**事例**

7

# 医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

## エ．その他の当該医療機関を利用する人に対する虐待を防止するため必要な措置　ウ.は人権に対処するための措置

- 職員の意識付け
  - 虐待防止・対応マニュアル（令和2年12月策定）
  - 虐待防止のための職員行動指針
  - 虐待防止チェックリスト（年2回、全職員）
  - 倫理研修（年1回、全職員）
  - 臨床倫理カンファレンス（月1回、各部署）
- 法律の正しい理解を促す教育研修
  - 精神保健福祉法（年1回、全職員）

---

### 虐待防止・対応マニュアル

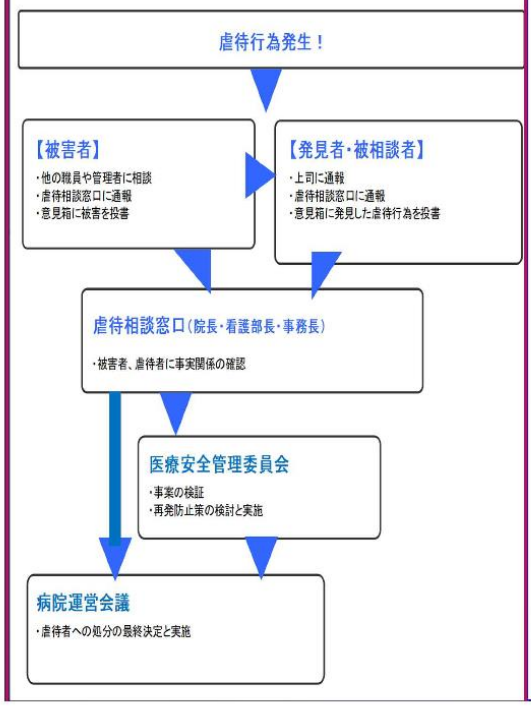


### 五稜会病院 虐待防止・対応マニュアル

【定義】

・障害者　：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法第2条の1）
※障害者手帳を取得していない者及び18歳未満の者も含まれます。

・障害者虐待　：この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。（障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）第2条の2）

暴力行為は衝動的なものから計画的なものまでさまざまであり、精神科領域のみならず医療分野全体の大きな医療安全問題となっている。衝動的なものから加害者が暴発していない暴力まで範囲広いため、予測し行動し未然に防ぐことは大変困難である。
しかし五稜会病院では、暴力のリスクに対し早期に予測し予防的に対応、万が一暴力行為があった後も加害者、被害者を含めフォローしていくために、包括的暴力防止プログラム（CVPPP）を導入し、暴力行為の予防と対策をしている。また、暴力リスクを判定するものとし、HCR-20を基に暴力リスクアセスメントツールを作成し導入している。

【虐待の具体例】

| 区分 | 内容と具体例 |
|---|---|
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に痛やあざ、傷みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為<br>【具体的な例】平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・椅や椅子やベッドに縛り付ける・治療上必要性のない投薬によって動きを抑制したり、看護の都合等で睡眠薬を服用させたり麻酔、身体拘束したりする等。 |
| 性的虐待 | 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある。）<br>【具体的な例】性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前で猥褻な言葉を発する、又は会話する・猥褻な映像を見せる。 |
| 心理的虐待 | 脅し、侮蔑等の言葉や態度、無視、嘲がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。<br>【具体的な例】<br>障害者を侮蔑する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・暴口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する。 |
| 放棄・放置（ネグレクト） | 食事や排泄、入浴、洗濯等意思の世話や介助をしない、必要な医療、福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。<br>【具体的な例】食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても治療しない・必要な福祉サービスを受けさせない・他者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。 |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。<br>【具体的な例】年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない（受わせない）・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。 |

## 【病院内、施設内虐待の背景】

**◆虐待が発生しやすい大きな要因として、病院や施設の閉鎖性があります。**

①病院・施設内における様々な活動・行為が、利用者と職員だけで進められることが多く、外部の人の目が届きにくい環境にあります。
②安心・安全な生活の場として外部から守られていますが、逆に外部の人の目が届かないことになります。
③職員の中には、自ら虐待行為を行わないが、虐待行為を助長する役割を担う者がいます。また、見て見ぬふりをして口を閉ざして傍観者となる者もいます。
※このように、閉鎖性については、外部の人の目が届かない「建物の壁」と職員が外部に対して事実を告げることがない「人の壁」とがあります。

**◆患者が虐待を受けやすくなる条件のキーワード**

①患者の多くは「虚弱」であり、力の強い職員からの暴力や暴言に抗し難いことです。
②「コミュニケーションに支障」があり、互いに上手く伝えられなかったり誤解が生じたりすることが要因となる場合があります。
※虐待行為を行う者は、自己中心的な視点からしかものを見たり考えたりできず、患者の立場に立てないことにより利用者に対する言動に手加減がない状態になります。

**<具体的な虐待好発の構図>**
(1)組織としての側面から
①病院の風土として「差別・思い込み・勉強不足」等があると、利用者を「負」の側面からのみ捉えるようになり、問題意識が低下・欠如し、自分の都合や利益を優先し、短絡・安易な発想をするようになります。
②規制の強い組織では、職員間の関係は弱肉強食的なものになります。そのような組織では、患者を看護や介護される「弱者」として、自分より下位に位置付けやすくなります。
③役割の固定化や職員同士の情緒的つながりが強いと、「責任の転嫁」「仲間だから意見はしにくい」というように、無責任で良心のない組織になる恐れがあります。

(2)人間関係の側面から
①患者と職員の間に援助する側とされる側という関係が存在すると、支援をする上でのストレスの高まりは、職員の自己防衛を刺激して、ストレスの原因となる利用者への攻撃的な言動を誘発しやすくなります。
②「世話してあげる感」の強い職員と要求期待が多い・強い利用者との間にも問題が発生しやすくなります。両者の力に差があると、強者は攻撃・放任・排除の言動を取り、
弱者は逃避的になったり屈従的になったりします。

実際には、明確に虐待と判断できる事例はそれほど多くはなく、むしろ、不適切なケアと虐待との判断が難しい、いわゆるグレーゾーンにある言動が多いです。そして、不適切なケアが蔓延する兆候は、院内事故の原因究明に消極的な施設の特徴と一致しています。つまり、事故を「利用者の心身機能の衰えが原因でやむを得ない」「職員個人の不注意にとどめる」「原因不明として取り扱う」等の特徴のある病院や施設では不適切なケアや虐待も発生しやすいため、振り返りや対応等について全体で取り組む必要があります。

## 【虐待と罰則】

虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

刑法
①身体的虐待
刑法第199条殺人罪、刑法第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
②性的虐待
刑法第176条強制わいせつ罪、第178条準強制わいせつ罪
③心理的虐待
刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④放棄・放置
刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤経済的虐待
刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

## 【虐待防止のための取組】

**「虐待防止責任者」及び「虐待相談窓口」の設置**

医療安全管理委員会委員長を虐待防止責任者と定め、障害者虐待の未然防止に取り組む。また、虐待相談窓口を設置し、虐待に係る相談を行うと共に、万一、虐待が疑われる事実が発生した場合は、虐待防止責任者を中心に事案の検証と再発防止に取り組む。

**医療安全管理委員会における虐待防止の役割**

| 虐待防止のための計画づくり等 |
|---|
| □院内研修による啓発<br>□虐待防止マニュアルの整備と周知<br>□職員が使用する虐待防止チェックリストの整備 |

| 虐待防止のチェック |
|---|
| □チェックリストにより、職員が定期的(1月・6月/年)に虐待に関する自己点検を行う。<br>・各職場の責任者が集計し、医療安全管理委員会に報告する(看護部長に結果送信)。<br>・医療安全管理委員会で集計結果の分析を行う。<br>□分析結果に基づき、改善策や研修等の対策について検討し、取り組む。<br>□行動制限の実態把握と検証<br>・各病棟の委員は、行動制限最小化委員会へ行動制限の実施等について報告する。<br>・委員会は、行動制限等の報告に対する検証を行い、必要に応じ解除のための検討を行う。 |

| 虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討 |
|---|
| 虐待やその疑いのある不適切な対応事例が発生した場合、病院として事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移す。 |

| 職員への周知徹底 |
|---|
| (1)倫理綱領・職員行動指針の明示<br>□管理綱領・職員行動指針を明示して職員への周知徹底を図る。<br>□「職員の方々へ」の掲示(権利侵害防止の掲示物)<br>「掲示物の確認」<br>・破損や汚れがある場合は、随時交換する。<br><br>(2)院内虐待防止に関する研修・支援に関する研修の実施<br>□病院全体の意識向上のために虐待防止や人権擁護に関する研修会を企画・実施する。 |

**通報者の保護**

公益通報者保護法に基づき、職員が法人内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を法人内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者は保護される。

**虐待者・役職者の処分**

□処分に当たっては、労働関連法規及び就業規則等に基づいて行う。
□処分を受けた職員に対しては、虐待防止や職業倫理等に関する教育を義務付ける。

## 虐待防止のための職員行動指針

以下のような行為は、虐待です。不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利用者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

〇身体的虐待
・殴る、蹴る、必要性のない行動の抑制。
・熱湯を飲ませる、食べられない物を食べさせる。
・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、ヒモ等で縛る。

〇性的虐待
・性的行為の強要。
・性的雑誌やビデオを見るように強いる。

〇心理的虐待
・怒鳴る、罵る、侮辱する言葉を投げかける。
・心を傷つける言動を繰り返す。
・成人者や高齢者を子どものように扱う。
・差別的な対応をする。

〇放棄・放任
・自己決定と言って、放置する。
・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
・食事を与えない、汚れた衣服を取り替えない。
・周囲が汚れていても掃除をしない。

〇経済的虐待
・預り金を勝手に使う。
・利用者・患者の私物を勝手に使う、処分する。

〇その他
・躾や指導と称して行われる上記の行為も虐待です。
・自分がされて嫌なことはしないことです。
・常に、相手の立場に立って、適切な支援を心掛けましょう。

令和2年12月8日　　　　医療法人社団　五稜会病院

## 虐待防止チェックリスト

年　　月　　日　氏名＿＿＿＿＿＿

| 1　患者への体罰など | よくある | 時々ある | たまにある | ない |
|---|---|---|---|---|
| ①患者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。 | | | | |
| ②患者に対して、違法な身体拘束等の肉体的苦痛を与えたことがある。 | | | | |
| ③患者に対して、食事を抜くなどの罰を与えたことがある。 | | | | |
| ④患者に対して、強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えたことがある。 | | | | |
| ⑤患者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。 | | | | |
| **2　患者への差別** | **よくある** | **時々ある** | **たまにある** | **ない** |
| ①患者を子ども扱いするなど、年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。 | | | | |
| ②患者の障害程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。 | | | | |
| ③患者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。 | | | | |
| **3　患者に対するプライバシーの侵害** | **よくある** | **時々ある** | **たまにある** | **ない** |
| ①職務上知り得た患者個人の情報を他に漏らしたことがある。 | | | | |
| ②患者の同意を事前に得ることなく、郵便物等の開封、所持品を確認したことがある。 | | | | |
| ③(男性職員が)女性患者の入浴、衣服の着脱、排せつ、生理等の介助をしたことがある。 | | | | |
| ④(女性職員が)男性患者の入浴、衣服の着脱、排せつ等の介助をしたことがある。 | | | | |
| ⑤患者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。 | | | | |
| **4　患者の人格無視** | **よくある** | **時々ある** | **たまにある** | **ない** |
| ①患者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。 | | | | |
| ②患者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。 | | | | |
| ③患者の訴えに対して、無視やたじろがせるような行為をしたことがある。 | | | | |
| ④患者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。 | | | | |
| ⑤医師の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。 | | | | |
| **5　患者への強要制限** | **よくある** | **時々ある** | **たまにある** | **ない** |
| ①患者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。 | | | | |
| ②患者の作業活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。 | | | | |
| ③患者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。 | | | | |
| ④不当に電話や手紙など連絡を制限したことがある。 | | | | |
| ⑤通信、面会、外出を一方的に制限したことがある。 | | | | |

11

## 医療機関において「間接的防止措置」の義務を果たすために必要なこと

①医療機関として　**虐待防止マニュアルの整備**

- 「虐待防止責任者」及び「虐待相談窓口」の設置
- 虐待防止のための計画づくり等
  - 精神保健福祉法研修・倫理研修
- 虐待防止のチェック
- 職員への周知徹底
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

②所管部署として

- 障害福祉課・保健所による精神科病院実地指導時に虐待防止に関する項目の監査・指導

12

## 素朴な疑問

- 医療機関に入院あるいは通院している方は、全て「障害者」か？
- 31条では、「医療機関を利用するすべての人」ではなく、「医療機関を利用する障害者」のみを対象としているのはどうしてか？
- 「間接的」という文言。引っかかります。不要なのではないか。

# 虐待防止・対応マニュアル

第２版

公益社団法人
日本精神科病院協会

令和　　年　　月　　日

医療法人　〇〇会　〇〇病院

13

改訂履歴

| 版数 | 発行日 | 改訂内容 |
|---|---|---|
| 第 1 版 | 2020 年 11 月 2 日 | ・初版発行 |
| 第 2 版 | 2021 年 1 月 26 日 | ・語尾の表現を「である調」に統一。<br>・３の（２）に外部研修への参加に関する記述を追加。<br>・４について虐待発生時の対応に関する記述を追加。<br>・虐待の発生が疑われる場合のフロー図を追加。 |

## 虐待の定義・種類等

### 1．障害者虐待とは

（1）「障害者」の定義

「障害者基本法」 第二条の一

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

＊障害者手帳を取得していない者及び 18 歳未満の者も含まれる。

（2）「障害者虐待」の定義

「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（以下、「障害者虐待防止法」） 第二条の 2

この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

＊「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者のことである。

## 2．虐待の種類

（1）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
（障害者虐待防止法 第二条の 7）

障害者虐待防止法において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（2）障害児入所施設職員等による被措置児童等虐待
（児童福祉法第三十三条の十）

この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の

管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童福祉法第三十三条の十一）

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

＊障害者虐待防止法及び児童虐待防止法では、それぞれ第３条で「何人も、障害者・児童に対し、虐待をしてはならない」と規定し、施設等職員だけでなく、幅広く全ての人が虐待をしてはならないことを定めている。

## 3．虐待の具体例

障害者虐待の例

| 区 分 | 内 容 と 具 体 例 |
|---|---|
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為<br>【具体的な例】平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・柱や椅子やベッドに縛り付ける・治療上必要性のない投薬によって動きを抑制したり、管理の都合等で睡眠薬を服用させたり隔離、身体拘束したりする等。 |
| 性的虐待 | 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある。）<br>【具体的な例】性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前で猥褻な言葉を発する、又は会話する・猥褻な映像を見せる。 |
| 心理的虐待 | 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。<br>【具体的な例】<br>障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する。 |
| 放棄・放置（ネグレクト） | 食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な医療、福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。<br>【具体的な例】食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても治療しない・必要な福祉サービスを受けさせない・他者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。 |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。<br>【具体的な例】年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。 |

## 4．病院内、施設内虐待の背景

○虐待が発生しやすい大きな要因として、病院や施設の閉鎖性がある。

①病院・施設内における様々な活動・行為が、利用者と職員だけで進められることが多く、外部の人の目が届きにくい環境にある。

②安心・安全な生活の場として外部から守られていますが、逆に外部の人の目が届かないことになる。

③職員の中には、自ら虐待行為を行わないが、虐待行為を助長する役割を担う者がいます。また、見て見ぬふりをして口を閉ざして傍観者となる者もいる。

＊このように、閉鎖性については、外部の人の目が届かない「建物の壁」と職員が外部に対して事実を告げることがない「人の壁」とがある。

○患者が虐待を受けやすくなる条件のキーワード

①患者の多くは「虚弱」であり、力の強い職員からの暴力や暴言に抗し難いことである。

②「コミュニケーションに支障」があり、互いに上手く伝えられなかったり誤解が生じたりすることが要因となる場合がある。

＊虐待行為を行う者は、自己中心的な視点からしかものを見たり考えたりできず、患者の立場に立てないことにより利用者に対する言動に手加減がない状態になる。

＜具体的な虐待好発の構図＞

（1）組織としての側面から

①病院の風土として「差別・思い込み・勉強不足」等があると、利用者を「負」の側面からのみ捉えるようになり、問題意識が低下・欠如し、自分の都合や利益を優先し、短絡・安易な発想をするようになる。

②規制の強い組織では、職員間の関係は弱肉強食的なものになる。そのような組織では、患者を看護や介護される「弱者」として、自分より下位に位置付けやすくなる。

③役割の固定化や職員同士の情緒的つながりが強いと、「責任の転嫁」「仲間だから意見はしにくい」というように、無責任で良心のない組織になる恐れがある。

（2）人間関係の側面から

①患者と職員の間に援助する側とされる側という関係が存在すると、支援をする上でのストレスの高まりは、職員の自己防衛を刺激して、ストレスの原因となる利用者への攻撃的な言動を誘発しやすくなる。

②「世話してあげる感」の強い職員と要求期待が多い・強い利用者との間にも問題が発生しやすくなる。両者の力に差があると、強者は攻撃・放任・排除の言動を取り、弱者は逃避的になったり屈従的になったりする。

実際には、明確に虐待と判断できる事例はそれほど多くはなく、むしろ、不適切なケアと虐待との判断が難しい、いわゆるグレーゾーンにある言動が多い。そして、不適切なケアが蔓延する兆候は、院内事故の原因究明に消極的な施設の特徴と一致している。つまり、事故を「利用者の心身機能の衰えが原因でやむを得ない」「職員個人の不注意にとどめる」「原因不明として取り扱う」等の特徴のある病院や施設では不適切なケアや虐待も発生しやすいため、振り返りや対応等について全体で取り組む必要がある。

## 5．虐待と罰則

虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。

刑 法

①身体的虐待

刑法第 199 条殺人罪、刑法第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪

②性的虐待

刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 178 条準強制わいせつ罪

③心理的虐待

刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉棄損罪、第 231 条侮辱罪

④放棄・放置

刑法第 218 条保護責任者遺棄罪

⑤経済的虐待

刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

# 虐待防止のための取り組み

## 1.「虐待防止責任者」の設置

医療法施行規則における医療に係る安全管理のための委員会（以下、委員会）委員長を虐待防止責任者と定め、障害者虐待の未然防止に取り組みます。また、万一、虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止責任者を中心に事案の検証と再発防止に取り組む。

貴院で既に設置されている同目的の委員会がある場合、委員会名を差し替えてください。　例）医療安全管理委員会

## 2．委員会の設置と役割

当院における「虐待の防止、発見した場合の措置」として、委員会にて具体的な対策等について検討し、実施する。

（1）虐待防止のための計画づくり等

①院内研修による啓発
②虐待防止マニュアルの整備と周知
③職員が使用する虐待防止チェックリストの整備

（2）虐待防止のチェック

①チェックリストにより、職員が定期的に虐待に関する自己点検を行う。
・各職場の責任者が集計し、委員会に報告する。
・委員会で集計結果の分析を行う。
②分析結果に基づき、改善策や研修等の対策について検討し、取り組む。
③行動制限の実態把握と検証
・各病棟の委員は、行動制限最小化委員会へ行動制限の実施等について報告する。
・委員会は、行動制限等の報告に対する検証を行い、必要に応じ解除のための検討を行う。

（3）虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いのある不適切な対応事例が発生した場合、病院として事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移す。

## ３．職員への周知徹底

職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘み、権利侵害を許さない病院とするために研修会等により職員への周知徹底を図る。

（１）倫理綱領・職員行動指針の明示

①倫理綱領・職員行動指針を明示して職員への周知徹底を図る。

②「職員の方々へ」の掲示（権利侵害防止の掲示物）
「掲示物の確認」
・破損や汚れがある場合は、随時交換する。

（２）院内虐待防止に関する研修・支援に関する研修の実施

①病院全体の意識向上のために虐待防止や人権擁護に関する研修会を企画・実施し、外部機関が実施する研修にも参加する。

## ４．虐待発生時の対応・通報者の保護

（１）虐待発生時の対応

①相談や報告があった場合は管理者又は委員会が話の内容を聞き取る。
※委員会が聞き取りを行う場合は公平性を保つため虐待が疑われる事案が発生した部署以外の委員が対応することが望ましい。
②院長、事務局長、理事長に報告する。
③委員会にて相談や報告の内容を確認する。
④虐待が疑われる場合は内部だけで事実確認をせず、下記の窓口に通報する。また行政が実施する訪問調査等には可能な限り協力する。
・〇〇区市町村障害者虐待防止センター
所在地：〇〇区市町村〇-〇　電話：〇〇〇-〇〇〇〇
⑤虐待を受けた患者の安全を最優先し、患者及び家族に丁寧な説明と誠意ある対応を行う。
⑥事実確認と原因分析を行う。
※関係患者の診療録やその他の帳簿類、関係職員からの聴取内容、監視カメラの映像データ等、その後の調査や再発防止に関わる資料は保存しておく。

⑦再発防止のための対応（当該職員に虐待防止や職業倫理などに関する教育や研修の受講義務付けなど）をする。

（2）通報者の保護

平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

## ◆虐待・虐待が疑われる事案の発生時のフロー図

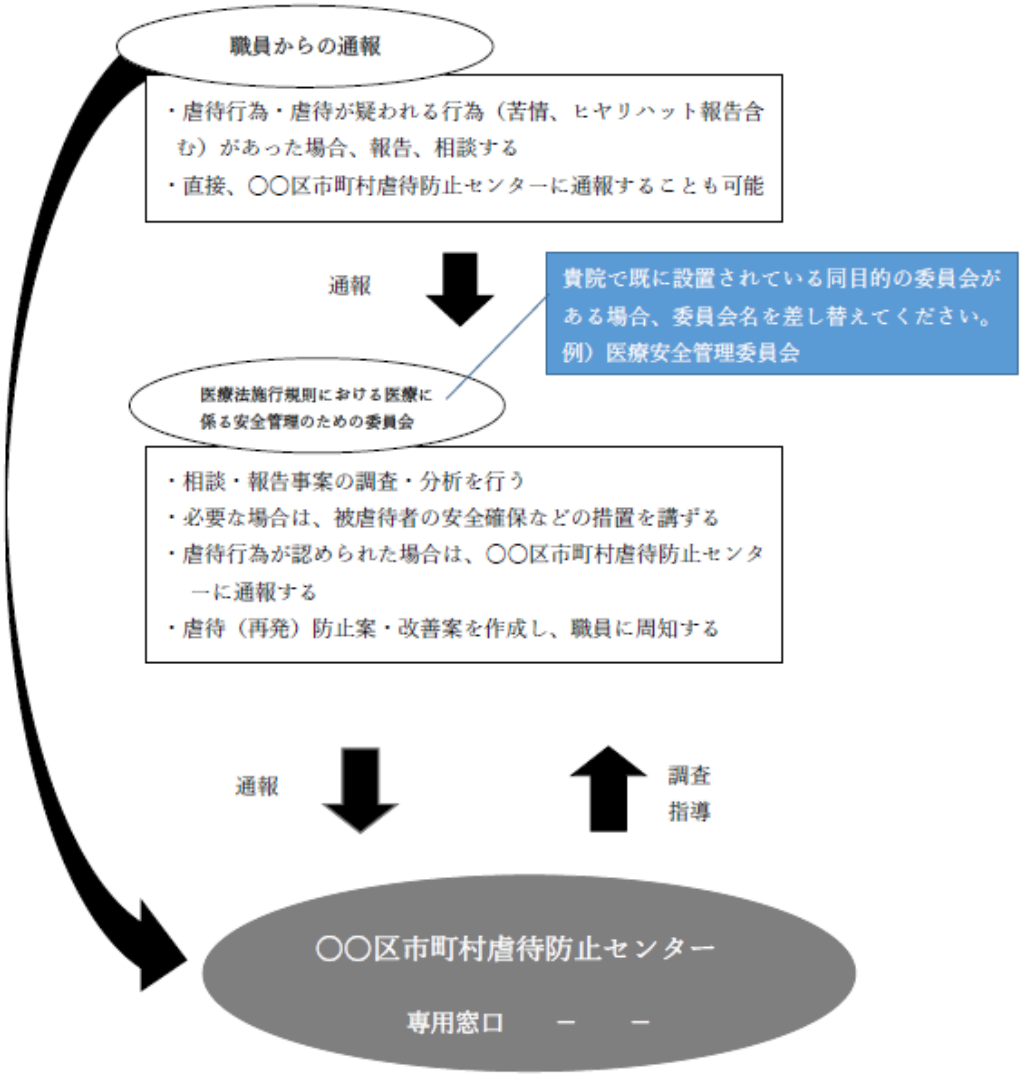


25

5．虐待者・役職者の処分

①処分に当たっては、労働関連法規及び就業規則等に基づいて行う。
②処分を受けた職員に対しては、虐待防止や職業倫理等に関する教育を義務付る。

【障害者虐待防止法第 31 条で規定されている、医療機関の管理者が
医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第31条で規定されている、医療機関の管理者が
医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例
（都道府県及び指定都市の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理）

| | 医療機関 |
|---|---|
| ①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発 | ・県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請<br>・保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施。 |
| ②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備 | ・県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知<br>・医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付 |
| ③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置 | ・県内全精神科病院で活用予定の「人権意識振り返りチェックシート」を作成 |
| ④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置 | ・県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進<br>・自治体が独自に作成した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を県立精神科病に送付、周知 |

## ５．都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における、障害者虐待防止法第 31 条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

### ５－１．医療機関の管理者が医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要

・アンケート調査の回答者の多くは、一般病院所管部署、精神科病院所管部署ともに「都道府県」が 66%、67%、「指定都市」が 34%、33%だった（以下、回答割合を併記する場合、前者が一般病院所管部署、後者が精神科病院所管部署）。

・障害者虐待防止法の第 31 条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 66%、100%、「知らなかった」と回答した割合は 34%、0%であった。

・「医療機関を利用するすべての人を対象にした虐待防止の取組を推進するために所管部署が行っている取組」をみると、一般病院所管部署、精神科病院所管部署ともに最も多く取り組まれているのは「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」（66%、70%）で、「虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言」（22%、43%）が続いている。

・今回のアンケート調査における都道府県及び指定都市における医療機関を所管する部署からの回答数が少なかったものの、「障害者虐待防止法第 31 条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害者に対する特別な配慮が必要」という記載が多くみられることから、医療機関を利用するすべての人に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、医療機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第 31 条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。

・このことは、「医療法」や「患者の権利に関する WMA リスボン宣言」における患者の権利擁護に加え、「精神保健福祉法」、「精神保健福祉法施行規則」及び「精神保健福祉法第 37 条第 1 項の規定に基づく厚生大臣が定める処遇の基準(厚生大臣告示)」等の規定にもとづく入院患者の適正な処遇の確保に関する考え方が根底にあると考える。

・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の医療機関を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第 31 条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、医療機関の管理者に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

## ５－２．障害者虐待防止法第 31 条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

### （１）他部署・機関との連携

・アンケート調査やヒアリング調査からは、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署のうち 5 割以上が市町村障害者虐待防止センター等と「相談内容の共有」をしているということを確認できた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定の回答も含む。本報告書 p.112、123）。

・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」p.28。本報告書 p.103 再掲）。医療機関を利用する障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

**【参考】医療機関における障害者への虐待について（再掲）**

**医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。（「国手引き」p.28）**

### （２）都道府県及び市町村の医療機関を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

・今回、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署や各団体において行われている多くの取組概要を確認することができた。特に、「患者等の人権」に配慮した取組、研修や「チェックシート」やマニュアルの作成、活用等の取組を聞きとることができた。アンケート調査の自由回答からは、障害者差別解消法における「合理的配慮」と関連付ける記載もみられた。

・厚生労働省における医療機関を所管する部署及び厚生労働省障害者虐待担当部署においては、多くの都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署や各団体において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。

# Ⅱ－４．　総合考察

## １．障害者虐待防止法第 29～31 条における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更

・障害者虐待防止法第 29～31 条に規定される学校、保育所等、医療機関の長に対する虐待防止措置については、「国手引き」の中で、障害者虐待防止法における通報義務の対象ではない機関における虐待防止措置を「間接的防止措置」と呼び習わしてきた。
・しかし、本研究事業検討委員会において、「間接的防止措置」に対する「直接的防止措置」とは何を指すのか、という疑問が提起された。
・障害者虐待防止法では第 29 条～31 条と同様に、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対する、障害者虐待の防止等のための措置を講ずる義務（第 15 条）、障害者を雇用する事業主に対する障害者虐待の防止等のための措置を講ずる義務（第 21 条）を定めており、障害者虐待防止法における通報義務の対象ではない学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置だけを「間接的防止措置」と呼ぶ理由が明確ではないことを確認できる。
・本研究事業からは、「間接的防止措置」という呼称を廃止し「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」という呼称に変更することを提案する。

## ２．障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進

・今後、本研究事業における成果物等をもとに、各所管官庁から法の周知、拡大がなされるにあたり、障害者虐待防止法所管官庁、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署においては、国手引き（p.28）に記載されている役割の、より一層の推進が求められる。
　－学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の各所管部署への引き継ぎ
　－都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の各所管部署との間での、学校における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
　－都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の各所管部署に対する障害者虐待防止法第 29～31 条の規定に関する取組実施状況の確認要請
・本研究事業におけるアンケート調査及びヒアリング調査の対象は都道府県及び市町村の各所管部署であったことから、学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置の実施状況は、いまだ明らかにされていない。また、今後も、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性をより高めることを目的に、以下の取組がなされることを期待したい。
　－都道府県及び市町村の各所管部署による、学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置の実施状況の把握及び適切な実施要請
　－都道府県及び市町村の各所管部署による、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署で行われている取組に関する情報提供（Ⅱ-1～Ⅱ-3「5.取

組の考察」に記載)。

# 参　考　資　料

## １．障害者虐待防止法制定時、施行時に、学校、保育所等、医療機関所管官庁から発出された通知等

### １－１．文部科学省（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（23 初特支第 7 号、平成 23 年 6 月 24 日））

２３初特支第７号
平成２３年６月２４日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長
大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長
各国公私立高等専門学校の学校法人の理事長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する学校法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長　藤野公之
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長　千原由紀
文部科学省高等教育局高等教育企画課長　義本博司

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「法」という。）については、平成２３年６月１４日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同１７日に参議院で可決成立し、本日別紙１（概要については別紙２）のとおり公布され、平成２４年１０月１日から施行することとされております。教育関係部分については下記のとおりですので、十分に了知の上、適切に対応いただきますようお願いします。また、障害者虐待の防止等に当たっては、都道府県及び市町村の障害保健福祉主管部局並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）を所管する関係部局等と連携いただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、法について、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別紙３のとおり厚生労働省社会・援護局長より各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛てに通知されておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

記

第１　法制定の趣旨

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する障害者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものであること。

第２　法の概要（教育関係部分）

１　国及び地方公共団体の責務等（法第４条関係）

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

(1)　障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。（第１項関係）

(2)　障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置を講ずるよう努めること。（第２項関係）

(3)　障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとすること。（第３項関係）

２　障害者虐待の早期発見等（法第６条関係）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

３　就学する障害者に対する虐待の防止等（法第２９条、第３０条関係）

学校、設定こども園の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に

対処するための措置など当該学校、認定こども園に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすること。

4　施行期日（法附則第１条関係）

法は、平成２４年１０月１日から施行すること。

5　検討（法附則第２条関係）

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、法の施行後３年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8959　東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext. go. jp

## １－２．文部科学省（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）」（24 初特支第 10 号、平成 24 年 7 月 20 日））

**○　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）**

２４初特支第１０号
平成２４年７月２０日

各都道府県教育委員会　殿
各指定都市教育委員会　殿
各都道府県知事　殿
構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の長　殿
大学又は高等専門学校
を設置する各地方公共団体の長　殿
各国公私立大学長　殿
各国公私立高等専門学校長　殿
各公立大学法人の理事長　殿
大学又は高等専門学校を
設置する各学校法人の理事長　殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長　殿
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
平　林　正　吉
（印影印刷）
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
千　原　由　幸
（印影印刷）
文部科学省高等教育局高等教育企画課長
義　本　博　司
（印影印刷）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、文部科学省においては、各教育委員会等に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（２３初特支第７号。以下「公布通知」という。）を通知したところですが、本年１０月の法の施行に向けて、適切な対応の徹底を図る必要があります。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校施設会社等に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組が一層推進されるよう、下記の点について留意しつつ、指導の徹底をお願いします。

記

障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成２４年３月厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にしつつ、以下の点を基本的視点とすること。

〈障害者虐待の防止と対応のポイント〉
（１）虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要であること
（２）障害者虐待が発生した場合の対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること
（３）障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができていない場合であっても、障害者の安全確保を最優先する必要があること
（４）在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくなく、被虐待者への支援に加え、養護者支援についても意識する必要があること。
（５）各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること

〈障害者虐待の判断に当たってのポイント〉
（１）虐待事案においては、虐待を行っている者に、虐待を行っているという自覚がある場合だけでなく、自分が行っていることが虐待に当たると気づいていない場合もあること。また、このような場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。
（２）障害の特性から、障害者本人に、自らが受けている行為が虐待であると認識できなかったり、本人から訴えることができない場合があること。また、このような場合には、より積極的な周囲の介入がなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があること。
（３）施設や就労現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方がない」と擁護したり、虐待の事実を否定することがあること。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があること。
（４）虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理職が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。

なお、１８歳未満の障害者に対して養護者により行われる虐待に係る通報等については、障害者虐待防止法ではなく児童虐待防止法が適用されることから、児童虐待防止に関する既存の通知や研修教材についても併せて活用することにより、障害者虐待の防止と対応について、その効果的な取組の推進に努めること。

参考：文部科学省ホームページ（児童虐待防止関連）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm

## １－３．厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第 30 条の保育所等における適切な対応について」（事務連絡、平成 24 年 10 月 1 日））

事　務　連　絡
平成 24 年 10 月 1 日

各 ｛都道府県／指定都市／中 核 市｝ 民生主管部（局）　御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の
施行に伴う同法第 30 条の保育所等における適切な対応について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）の趣旨及び内容については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について（通知）」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号・雇児発 0924 第 2 号・社援発 0924 第 5 号）でお示ししたところですが、法令の施行に当たっては、法第 30 条に定める保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等について、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づく適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、保育所等における対応に当たっては、下記 1 の基本的視点に立ち、下記 2 の手引き等の資料を参照しながら対応いただくよう、管内市町村（特別区を含む。）を通じ、保育所等の長に周知をお願い致します。

記

1．障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

（1）障害者虐待の防止と対応のポイント

① 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要であること。

② 障害者虐待への対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害



者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること。

③ 障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができていない場合であっても、障害者の安全確保を最優先するために緊急保護を必要とする場合があること。

④ 障害者本人の自己決定を支援する視点が重要であるとともに、在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、養護者支援についても意識する必要があること。

⑤ 支援の各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること。

（2）障害者虐待の判断に当たってのポイント

① 虐待を行っている者が、自分の行為が虐待に当たると気づいていない場合もあるが、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。

② 障害の特性から、障害者本人が、自らが受けている行為が虐待であると認識できない場合があること。本人からの訴えがない場合には、周囲がより積極的に介入をしなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があること。

③ 施設や就労現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあること。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があること。

④ 虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理職が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。

※ 以上は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）８ページから 11 ページを要約したものです。

2．参考資料

（1）保育所保育指針（抄）

※ 保育所保育指針（全体版）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

（2）「子ども虐待対応の手引き（平成21年３月31日改正版）」（抄）

## 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）（抄）

※　波線内は、「保育所保育指針解説書」（平成 20 年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）における記載事項。

第四章　保育の計画及び評価

1　保育の計画

（三）指導計画の作成上、特に留意すべき事項

ウ　障害のある子どもの保育

（ア）障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

（イ）保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

（ウ）家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

（エ）専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

③　障害のある子どもの保育

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持って保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取



※　「子ども虐待対応の手引き」（全体版）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

（3）「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

（4）「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年９月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

（5）厚生労働省ホームページ「障害者虐待防止法が施行されます」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/

の見通しについて協議し、その子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

第五章　健康及び安全

1　子どもの健康支援

（一）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ　子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

⑤虐待の予防・早期発見等の対策

【虐待対策の必要性】

○　保育現場は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的機能も可能にします。

○　マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、また、市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要です。

【虐待等の早期発見】

○　子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要です。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが望まれます。

コラム：◎「観察」の主な要点

保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことがあげられます。

◎子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加　等

◎心や行動の状態：脅えた表情・暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癇癪、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食　等

◎不適切な養育状態：不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態　等

◎親や家族の状態：子どものことを話したがらない、子どもの心身について説明し



り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことが大事になります。また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携することが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つことになります。

【職員相互の連携】

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。

担当保育士を中心にその日の子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

【家庭との連携】

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う関係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようにすることが大切です。その際、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意します。

【地域や専門機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的に、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大事です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後

もに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とも関連することに留意することが必要です。

（六）保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

（6） 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。

しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する虐待に関する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められます。これらに関する対応については、第5章の１「子どもの健康支援」の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められます。



ない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しすぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻 等

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要があります。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。なお、この対応については、第６章においても記述されています。

３　食育の推進

（四）体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

③障害のある子ども

障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があり、食事の摂取に際しても介助の必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるように配慮します。

第六章　保護者に対する支援

２　保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

（四）子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

（4） 障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対しては、更に十分な配慮のもとに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもの保育に当たっては、第4章－１－(3)－「ウ障害のある子どもの保育」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うとと

「子ども虐待対応の手引き（平成21年３月31日改正版）」（抄）

第１１章　関係機関との協働

８．保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

（１）保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮しつつある。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義は大きく、関係者には、より深い子どもの理解と人権擁護等への認識が求められる。

（２）保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

［１］発見通告時の現場のとまどい

保育所については、「保育所保育指針」が平成20年３月28日厚生労働省告示第141号として告示され（施行平成21年施行予定）、その第５章「健康及び安全」及び第６章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第５章では、「１．子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」としている。また、第６章では、「２．保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保育指針を踏まえて、各保育所が保育所の役割や機能を適切に発揮することが望まれる。

## １－３．厚生労働省医政局総務課（「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について」（事務連絡、平成 24 年 9 月 28 日））

事　務　連　絡
平成 24 年 9 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
施行に伴う適切な対応について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年 10 月 1 日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にし、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

＜参考資料＞

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

＜参考資料の掲載ＵＲＬ＞
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/

## ２．「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査　調査票

### ２－１．学校所管部署向け（公立、私立学校所管部署）

厚生労働省　令和2年度障害者総合支援推進事業　課題番号42
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

**「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査**

**【学校所管部署向け（公立、私立学校所管部署）】**

□が回答欄になります

問０　ご回答者様に関する基礎情報

| | | |
|---|---|---|
| (1)設立区分【いずれかに「1」を入力】 | ①公立 | |
| | ②私立 | |
| (2)-1 所管区分【あてはまるものの全てに「1」を入力】※所管されている部署全てに「1」を入力 | ①幼稚園所管部署 | (2)-2 (2)-1で複数の学校種別を所管されていると回答された場合、貴部署全体の状況をふまえて、本調査で回答いただく部署※について、一つだけにし、「1」を入力してください。 |
| | ②小学校所管部署 | |
| | ③中学校所管部署 | |
| | ④義務教育学校所管部署 | |
| | ⑤高等学校所管部署 | |
| | ⑥中等教育学校所管部署 | ※本調査の質問項目に最も積極的に取り組まれている学校種・学校段階を全部で1つだけ選んでください。 |
| | ⑦特別支援学校所管部署 | |
| | ⑧高等専門学校所管部署 | |
| | ⑨大学所管部署 | ※（(2)-1で1つの学校種別のみを所管されている）(2)-2の二回答は不要です。 |
| | ⑩専修学校（教育基本法124条1項）所管部署 | |
| | ⑪各種学校（同法134条1項）所管部署 | |
| (3)設置・運営管等区分【いずれかに「1」を入力】 | ①教育委員会 | |
| | ②知事部局 | |
| | ③その他（　　） | |
| (4)自治体区分【いずれかに「1」を入力】※(1)で「①公立」を選択した場合のみ | ①都道府県 | |
| | ②指定都市 | |
| | ③中核市 | |
| | ④市（②、③を除く） | |
| | ⑤町村 | |

問１　障害者虐待防止法第29条では、「就学する障害者」に対する虐待の防止等として、学校長に対し、必要な措置を講ずるよう義務付けています。貴部署は障害者虐待防止法第29条（弊所からの依頼文裏面参照）をご存知ですか。

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①知っている | | ②知らなかった | |

1

問２　貴部署が所管する学校において、就学するすべての園児、児童、生徒、学生（以下「児童、生徒等」という。）「就学する障害者」を含む。以下同じ。）を対象にした虐待防止の取組が推進されるよう、貴部署が行っている取組についてお聞かせください。

問2-1 各取組の実施の有無、概要について

(1) 就学するすべての児童、生徒等の虐待等（虐待やいじめ、体罰及び不適切な指導、ハラスメントの防止等。以下同じ。）の防止に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

【あてはまるものの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署が主催する虐待等の防止に関する研修の実施 | |
| ② 各学校が主催する虐待等の防止に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案、講師派遣、講師謝礼負担等） | |
| ③ いじめやハラスメント防止等に関するパンフレットの作成・配布（各学校における取組の支援を含む） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |
| ※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。 | |

(2) 就学するすべての児童、生徒等の虐待等に関する相談体制の整備について

【あてはまるものの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署内への、虐待等に関する相談窓口の設置 | |
| ② 各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等） | |
| ③ 各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |
| ※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。 | |

2

(3) 就学するすべての児童、生徒等の虐待等の防止に対処するための措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各学校における対応の流れ構築に向けた助言 | |
| ② 各学校が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介や派遣 | |
| ③ いじめや虐待防止、指導計画等に関する児童、生徒等、保護者へのアンケート調査の実施や結果に対する、各学校への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

(4) その他、児童、生徒等に対する虐待等を防止するために必要な措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各学校に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生徒等、保護者への理解促進に関する事例の紹介 | |
| ② 学校の運営に関する、教職員等から貴部署への相談窓口の設置や担当者の配置 | |
| ③ 障害のある児童、生徒等の施設・機関、団体等との交流活動や活動等の事例紹介 | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

問2-2 上記問2-1(1)～(3)のうち、「就学する障害者」に特化した取組を行っていますか。

例：新任教員に対する、障害及び障害の理解を深めるための研修プログラムの構築支援
パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所の設置、対応者や連絡体制の整備
障害のある児童生徒等の周囲の児童生徒等及びその保護者への理解促進のための情報提供　等

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①行っている | | ②行っていない | |
| (1)、(2)をご回答ください | | (3)をご回答ください | |



【「就学する障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「就学する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。（自由回答）

(2) 貴部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 教育基本法第4条（教育の機会均等）に定められているため | |
| ② 「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（25文科初第655号、平成25年9月1日）に基づく対応が定められているため | |
| ③ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）に基づく対応が定められているため | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ 特になし | |

問３へお進みください

【「就学する障害者」に特化した取組を行っていない場合】

(3) 貴部署として「就学する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 予算に限りがあるため | |
| ② 人員に限りがあるため | |
| ③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、就学するすべての児童、生徒等の虐待防止等を網羅できると考えるため | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ 特になし | |

問３へお進みください

問３ 障害者虐待防止センター等※が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合、貴部署との連携状況についてお聞かせください。

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 相談内容の共有 | |
| ② 対応方策の検討 | |
| ③ 再発防止策の検討 | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| | |
| ⑤ いずれも行っていない | |

問４ 障害者虐待防止法第29条では学校の長に対し、「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文裏面参照）。

(1) 上記の現状をふまえ、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対するご意見をお聞かせください。

【あてはまるもの1つだけに「1」を入力】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい | | ②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない | | ③どちらともいえない、わからない | |
| ↓ (2)をご回答ください | | ↓ (3)をご回答ください | | ↓ 質問は以上です | |

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】

(2) 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため | |
| ② 障害の有無によって虐待等の防止に係る児童、生徒等への対応を分けることは望ましいことではないため | |
| ③ 障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため | |
| ④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため | |
| ⑤ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| | |
| ⑥ 特になし | |



【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】

(3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要と考えるため | |
| ② その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| | |
| ③ 特になし | |

◆ 学校を所管されているご担当部署様のお取組に関するヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校、保育所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にとって参考となるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を予定しております。

業務ご多忙のところと存じますが、学校を所管されているご担当部署様のお取組についてヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

別途、保育所等、医療機関に対する調査を実施しておりますため、ヒアリング調査にご協力いただくご依頼は、学校を所管されているご担当部署様のお取組についてのみを想定しております。

なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合であっても、貴部署が不利益を被ることは一切ないことを申し添えます。

◇ヒアリング調査概要◇
- 対象：学校、保育所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- 時期：令和3年1月～2月
- 所要時間：1.5時間程度（予定）
- 実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 自治体名 | ①都道府県名 | | |
| | ②市町村名 | | |
| (2) 担当部署名 | | | |
| (3) お名前 | | (4) 役職 | |
| (5) 電話番号 | | (6) E-mail | |

調査は以上で終了です。
お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
（kansetsu_boushi@jri.or.jp）宛てにご回答をお送りいただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省　令和7年度障害者総合福祉推進事業　課題番号42
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

# 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査

## 【保育所等所管部署向け（認可保育所）】

□が回答欄になります

問０ ご回答者様に関する基礎情報

| | | |
|---|---|---|
| (1) 自治体区分【いずれかに「1」を入力】 | ①都道府県 | |
| | ②指定都市 | |
| | ③中核市 | |
| | ④市（②、③を除く。特別区を含む。以下同じ。） | |
| | ⑤町村 | |

問１ 障害者虐待防止法第30条では、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等として、保育所等の長に対し、必要な措置を講ずるよう義務付けています。
貴部署は障害者虐待防止法第30条（弊所からの依頼文裏面参照）をご存知ですか。

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①知っている | | ②知らなかった | |

問２ 貴部署が所管する認可保育所（以下「保育所」という。以下同じ。）に通うすべての児童（「保育所等に通う障害者」を含む。以下同じ。）を対象にした虐待防止の取組が推進されるよう、貴部署が保育所等に対して行っている取組についてお聞かせください。
※都道府県のみなさまへ：「管内市町村への支援」のお取組は除いてご回答をお願いします。

問2-1 各取組の実施の有無、概要について

(1) 保育所に通うすべての児童の人権（いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署が主催する人権に関する研修の実施 | |
| ② 各保育所が主催する人権に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案、講師派遣、講師謝礼負担等） | |
| ③ いじめ防止等に関する絵本等の作成・配布（各保育所における取組の支援を含む） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**



(2) 保育所に通うすべての児童の人権に関する相談体制の整備について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署内への、人権に関する相談窓口の設置 | |
| ② 各保育所が設置する、人権に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（専門職等の配置、派遣等） | |
| ③ 各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

(3) 保育所に通うすべての児童の人権に対処するための措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた助言 | |
| ② 各保育所が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介や派遣 | |
| ③ いじめや虐待防止、支援計画等に関する保護者アンケート調査の実施や結果に対する、各保育所への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

(4) その他、児童に対する虐待を防止するために必要な措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各保育所に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の児童、保護者等への理解促進に関する事例の紹介 | |
| ② 保育所の運営に関する、保育所の職員等から貴部署への相談窓口の設置や担当者の配置 | |
| ③ 障害児童等の施設・機関、団体等との交流保育や活動等の事例紹介 | |
| ④ 巡回相談支援を通した、保育所や保育士への助言、支援 | |
| ⑤ その他 | |
| ⑥ 行っていない | |

**※①～⑤を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

問３ 障害者虐待防止センター等※が、保育所における障害者虐待に該当する事例を把握した場合、貴部署との連携状況についてお聞かせください。

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 相談内容の共有 | |
| ② 対応方策の検討 | |
| ③ 再発防止策の検討 | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ いずれも行っていない | |

問４ 保育所は、障害の有無に関わらず子どもが利用している場所です。一方、障害者虐待防止法第30条では保育所等の長に対し、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文裏面参照）。

(1) 上記の現状をふまえ、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対するご意見をお聞かせください。

【あてはまるもの１つだけに「1」を入力】

| | | |
|---|---|---|
| ①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい | ②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない | ③どちらともいえない、わからない |
| ↓ (2)をご回答ください | ↓ (3)をご回答ください | ↓ 質問は以上です |

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】

(2) 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 障害の有無によって人権尊重の必要性に変わりはないため | |
| ② 障害の有無によって人権尊重に係る児童への対応を分けることは望ましいことではないため | |
| ③ 障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため | |
| ④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため | |
| ⑤ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑥ 特になし | |



問2-2 上記問2-1(1)～(4)のうち、「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていますか。
例：新任職員に対する、障害及び障害の理解を深めるための研修プログラムの構築支援
ﾊﾟﾆｯｸ等を起こした際に静かに休憩できる場所の設置、対応者や連絡体制の整備支援　等

【どちらかに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ①行っている | ②行っていない |
| ↓ (1)、(2)をご回答ください | ↓ (3)をご回答ください |

【「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「保育所等に通う障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。（自由回答）

(2) 貴部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 「保育所保育指針」（「第１章」_「３　保育の計画及び評価」等）に基づく対応が定められているため | |
| ② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）に基づく対応が定められているため | |
| ③ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ④ 特になし | |

↓ 問３へお進みください

【「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていない場合】

(3) 貴部署として「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 予算に限りがあるため | |
| ② 人員に限りがあるため | |
| ③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、保育所に通うすべての児童の人権を網羅できると考えるため | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ 特になし | |

↓ 問３へお進みください

【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】
(3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① （自ら被害を訴えることが難しいことが多い）障害児には特別な配慮が必要と考えるため | |
| ② その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| | |
| ③ 特になし | |

◆ 認可保育所ご担当部署様のお取組に関するヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校、保育所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にとって参考となるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を予定しております。

業務ご多忙のところと存じますが、**認可保育所ご担当部署様のお取組について**ヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

別途、学校、医療機関に対する調査を実施しておりますため、ヒアリング調査にご協力いただくご依頼は、**認可保育所ご担当部署様のお取組についてのみを想定**しております。

なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合であっても、貴部署が不利益を被ることは一切ないことを申し添えます。

◇ヒアリング調査概要◇
- 対象：学校、保育所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- 時期：令和3年1月～2月
- 所要時間：1.5時間程度（予定）
- 実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)自治体名 | ①都道府県名 | | |
| | ②市町村名 | | |
| (2)担当部署名（認可保育所ご担当部署のみ） | | | |
| (3)お名前 | | (4)役職 | |
| (5)電話番号 | | (6)E-mail | |

調査は以上で終了です。
お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
（kansetsu_boushi@jri.or.jp）宛てにご回答をお送りいただきますようお願い申し上げます。

## ２－３．医療機関所管部署向け

### （１）一般病院

厚生労働省　令和2年度障害者総合福祉推進事業　課題番号42
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

# 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査

## 【医療機関所管部署向け（病院）】

□が回答欄になります

問０ ご回答者様に関する基礎情報

| | | |
|---|---|---|
| (1)自治体区分【どちらかに「1」を入力】 | ①都道府県 | |
| | ②指定都市 | |
| (2)病院区分【どちらかに「1」を入力】 | ①病院（精神科病院以外） | |
| | ②精神科病院 | |

問１ 障害者虐待防止法第31条では、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等として、医療機関の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう義務付けています。貴部署は障害者虐待防止法第31条（弊所からの依頼文裏面参照）をご存知ですか。

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①知っている | | ②知らなかった | |

問２ 貴部署が所管する医療機関を利用するすべての人（「医療機関を利用する障害者」を含む。以下同じ。）を対象にした虐待防止の取組が推進されるよう、貴部署が行っている取組についてお聞かせください。

問2-1 各取組の実施の有無、概要について

(1) 医療機関を利用するすべての人の人権（患者の権利や虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署が主催する人権に関する研修の実施 | |
| ② 各医療機関が主催する人権に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案、講師派遣、講師謝礼負担等） | |
| ③ 患者の人権に関する掲示物、配布物等の作成・配布（各医療機関における取組の支援を含む） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。



(2) 医療機関を利用するすべての人の人権に関する相談体制の整備について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各医療機関が設置する、人権に関する相談窓口の構築、運営に関する支援 | |
| ② 各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等） | |
| ③ その他 | |
| ④ 行っていない | |

※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

(3) 医療機関を利用するすべての人の人権に対処するための措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言 | |
| ② 各医療機関が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介や派遣 | |
| ③ 虐待防止、治療に関する説明等に関する患者、家族へのアンケート調査の実施や結果に対する、各医療機関への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

(4) その他、医療機関を利用するすべての人に対する虐待を防止するために必要な措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各医療機関に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の患者、家族等への理解促進に関する事例の紹介 | |
| ② 医療機関の運営（治療やサービス提供等）に関する、医療者から貴部署への相談窓口の設置や担当者の配置 | |
| ③ その他 | |
| ④ 行っていない | |

※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

問2-2 上記問2-1(1)～(4)のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていますか。

例：新任職員に対する、障害及び障害の理解を深めるための研修プログラムの構築支援
ﾊﾟﾆｯｸ等を起こした際に静かに休憩できる場所の設置、対応者や連絡体制の整備支援　等

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①行っている | | ②行っていない | |
| (1)、(2)をご回答ください | | (3)をご回答ください | |

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。（自由回答）

(2) 貴部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 医療法や「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」等に個人の尊重等が定められているため | |
| ② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）に基づく対応が定められているため | |
| ③ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ④ 特になし | |

問３へお進みください

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない場合】

(3) 貴部署として「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 予算に限りがあるため | |
| ② 人員に限りがあるため | |
| ③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ 特になし | |

問３へお進みください



問３ 障害者虐待防止センター等※が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合、貴部署との連携状況についてお聞かせください。

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 相談内容の共有 | |
| ② 対応方策の検討 | |
| ③ 再発防止策の検討 | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ いずれも行っていない | |

問４ 第31条では、医療機関の管理者に対し、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文裏面参照）。

(1) 上記の現状をふまえ、「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対するご意見をお聞かせください。

【あてはまるもの1つだけに「1」を入力】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい | | ②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない | | ③どちらともいえない、わからない | |
| (2)をご回答ください | | (3)をご回答ください | | 質問は以上です | |

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】

(2) 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 障害の有無によって人権尊重の必要性に変わりはないため | |
| ② 障害の有無によって人権尊重に係る患者への対応を分けることは望ましいことではないため | |
| ③ 障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため | |
| ④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため | |
| ⑤ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑥ 特になし | |

（２）精神科病院

厚生労働省　令和2年度障害者総合福祉推進事業　課題番号42
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

# 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査

## 【医療機関所管部署向け（精神科病院）】

□が回答欄になります

問0　ご回答者様に関する基礎情報

| | | |
|---|---|---|
| (1) 自治体区分【どちらかに「1」を入力】 | ①都道府県 | |
| | ②指定都市 | |
| (2) 病院区分【どちらかに「1」を入力】 | ①一般病院（精神科病院以外） | |
| | ②精神科病院 | |

問1　障害者虐待防止法第31条では、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等として、医療機関の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう義務付けています。貴部署は障害者虐待防止法第31条（弊所からの依頼文裏面参照）をご存知ですか。

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①知っている | | ②知らなかった | |

問2　貴部署が所管する医療機関を利用するすべての人（「医療機関を利用する障害者」を含む。以下同じ。）を対象にした虐待防止の取組が推進されるよう、貴部署が行っている取組についてお聞かせください。

問2-1 各取組の実施の有無、概要について

(1) 医療機関を利用するすべての人の人権（患者の権利や虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 貴部署が主催する人権に関する研修の実施 | |
| ② 各医療機関が主催する人権に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案、講師派遣、講師謝礼負担等） | |
| ③ 患者の人権に関する掲示物、配布物等の作成・配布（各医療機関における取組の支援を含む） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。



【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】

(3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害者には特別な配慮が必要と考えるため | |
| ② その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ③ 特になし | |

◆ ヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校、保育所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にとって参考となるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を予定しております。

業務ご多忙のところと存じますが、ヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合であっても、貴部署が不利益を被ることは一切ないことを申し添えます。

◇ヒアリング調査概要◇
- 対象：学校、保育所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- 時期：令和3年1月～2月
- 所要時間：1.5時間程度（予定）
- 実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 自治体名 | ①都道府県名 | | |
| | ②市名 | | |
| (2) 担当部署名 | | | |
| (3) お名前 | | (4) 役職 | |
| (5) 電話番号 | | (6) E-mail | |

調査は以上で終了です。
お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
（kansetsu_boushi@jri.or.jp）宛てにご回答をお送りいただきますようお願い申し上げます。

問2-2 上記問2-1(1)～(4)のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていますか。
例：新任職員に対する、障害及び障害の理解を深めるための研修プログラムの構築支援
ﾊﾟﾆｯｸ等を起こした際に静かに休憩できる場所の設置、対応者や連絡体制の整備支援　等

【どちらかに「1」を入力】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①行っている | | ②行っていない | |
| (1)、(2)をご回答ください | | (3)をご回答ください | |

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。（自由回答）

(2) 貴部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 医療法や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」、「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」等に個人の尊重等が定められているため | |
| ② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）に基づく対応が定められているため | |
| ③ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ④ 特になし | |

問３へお進みください

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない場合】

(3) 貴部署として「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 予算に限りがあるため | |
| ② 人員に限りがあるため | |
| ③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ 特になし | |

問３へお進みください



(2) 医療機関を利用するすべての人の人権に関する相談体制の整備について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各医療機関が設置する、人権に関する相談窓口の構築、運営に関する支援 | |
| ② 各種相談窓口の周知（保健所、精神保健福祉センター、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等） | |
| ③ その他 | |
| ④ 行っていない | |

**※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

(3) 医療機関を利用するすべての人の人権に対処するための措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言 | |
| ② 各医療機関が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介や派遣 | |
| ③ 虐待防止、治療に関する説明等に関する患者、家族へのアンケート調査の実施や結果に対する、各医療機関への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等） | |
| ④ その他 | |
| ⑤ 行っていない | |

**※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

(4) その他、医療機関を利用するすべての人に対する虐待を防止するために必要な措置について

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 各医療機関に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の患者、家族等への理解促進に関する事例の紹介 | |
| ② 医療機関の運営（治療やサービス提供等）に関する、医療者から貴部署への相談窓口の設置や担当者の配置 | |
| ③ その他 | |
| ④ 行っていない | |

**※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。**

問３ 障害者虐待防止センター等※が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合、貴部署との連携状況についてお聞かせください。

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」（いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 相談内容の共有 | |
| ② 対応方策の検討 | |
| ③ 再発防止策の検討 | |
| ④ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑤ いずれも行っていない | |

問４ 第31条では、医療機関の管理者に対し、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文裏面参照）。

(1) 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対するご意見をお聞かせください。

【あてはまるもの1つだけに「1」を入力】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい | | ②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない | | ③どちらともいえない、わからない | |
| ↓ (2)をご回答ください | | ↓ (3)をご回答ください | | ↓ 質問は以上です | |

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】

(2) 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 障害の有無によって人権尊重の必要性に変わりはないため | |
| ② 障害の有無によって人権尊重に係る患者への対応を分けることは望ましいことではないため | |
| ③ 障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため | |
| ④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため | |
| ⑤ その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ⑥ 特になし | |



【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】

(3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

| | |
|---|---|
| ① 自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害者には特別な配慮が必要と考えるため | |
| ② その他　※下記欄に具体的にご記入ください↓ | |
| ③ 特になし | |

◆ ヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校、保育所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にとって参考となるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を予定しております。

業務ご多忙のところと存じますが、ヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合であっても、貴部署が不利益を被ることは一切ないことを申し添えます。

◇ヒアリング調査概要◇
- 対象：学校、保育所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- 時期：令和3年1月～2月
- 所要時間：1.5時間程度（予定）
- 実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)自治体名 | ①都道府県名 | | |
| | ②市名 | | |
| (2)担当部署名 | | | |
| (3)お名前 | | (4)役職 | |
| (5)電話番号 | | (6)E-mail | |

調査は以上で終了です。
お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
（kansetsu_boushi@jri.or.jp）宛てにご回答をお送りいただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省　令和２年度障害者総合福祉推進事業

# 障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究

報告書

令和３（2021）年　３月

一般財団法人　日本総合研究所